

平成27年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成27年12月11日（金曜日） 午前10時開議

出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 齋藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 伊藤 俊幸
教 育 長 庄子 明宏	総 務 課 長 早坂 勝伸
財 政 課 長 早坂 勝伸	住民税務課長 早坂紀美江
農林建設課長 齋藤 浩	企画商工課長 文屋 寛
都市整備課長 後藤 広之	教育学習課長 佐野 克彦
会 計 管 理 者 遠藤 政彦	保健福祉課長 和泉 文雄

事務局出席職員氏名

事務局長 齋藤 善弘	書記 高橋 吉輝	書記 高橋 遥
------------	----------	---------

議事日程（第2号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 同意第 4号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 第 5 議案第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
〔財産の取得について〕
- 第 6 議案第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 2 7 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 7 議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 2 7 年度大衡村一般会計予算の補正について〕
- 第 8 議案第 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて
〔平成 2 7 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について〕
- 第 9 議案第 7 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 7 7 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 1 議案第 7 8 号 平成 2 7 年 9 月関東・東北豪雨による災害復旧被害者に対する村税の減免に関する条例の制定について
- 第 1 2 議案第 7 9 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 3 議案第 8 0 号 大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 4 議案第 8 1 号 大衡村農地及び農業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 5 議案第 8 2 号 大衡村と宮城県との間の行政不服審査法第 8 1 条第 1 項に規定する機関の事務の委託に関する協議について
- 第 1 6 議案第 8 3 号 万葉クリエートパーク他 1 公園の指定管理者の指定について
- 第 1 7 議案第 8 4 号 村道路線の認定について
- 第 1 8 議案第 8 5 号 村道路線の認定について
- 第 1 9 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度大衡村一般会計予算の補正について
- 第 2 0 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 2 1 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について
- 第 2 2 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

- 第 2 3 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について
- 第 2 4 議案第 9 1 号 平成 2 7 年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 2 5 議案第 9 2 号 平成 2 7 年度大衡村水道事業会計予算の補正について
- 第 2 6 発議第 5 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 2 8 年度継続するための財政措置を求める意見書について
- 第 2 7 発議第 6 号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 2 8 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しますので、これより平成 27 年第 4 回大衡村議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、6 番 文屋裕男君、7 番 小川宗寿君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第 2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は通告順に発言を許します。

通告順 8 番、小川ひろみ君、登壇願います。

〔13 番 小川ひろみ君 登壇〕

13番（小川ひろみ君） おはようございます。

これから目指す大衡の教育はと題し、通告に従い、ご質問いたします。

常任委員会において、教育振興に関する施策の大綱案が示されました。基本理念は、みんなで学び、みんなで育む、将来学べるまちづくりであり、学校教育では少人数学級の編成の促進や、小、中、高校と連携によるきめ細やかな指導と、つながりのある志教育を行っており、これからはさらにこの村で子供を育ててよかった、この村の学校で学ばせてよかった、この村に住んでよかったと実感されるまちづくりを進めていかなければならないとあります。

平成27年4月、教育委員会に係る制度が改められ、村長が総合教育会議を立ち上げ、教育委員会との議論、協議、調整を行うことはとても大事なことになります。そして、本村における教育施策の方向性を共有し、一致して執行に当たることが期待されています。これまで以上に、さまざまな施策を推進し、学校、地域、行政が円滑な連携のもとでよりよい社会、地域をつくっていくための人づくりが必要になると思います。

大衡の現在の状況は、どのようになっているでしょうか。これから目指す大衡の教育の基本目標、学校教育の充実、社会教育の充実の方向性は、防災教育の充実、ICT教育の充実が追加項目に挙げられましたが、具体策は。教育分野における社会教育委員、教育支援員など、11の組織があります。世の中の急速な変化に対応するためにも、一堂に会した会議も必要ではないかと考えます。村長の今後の教育をどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

次に、インフルエンザ予防接種の事業拡大をと題し、ご質問いたします。

高齢者のインフルエンザ予防接種は、一部負担してくれる市町村と全額負担してくれる市町村があります。大衡村は、全額自治体の負担を打ち出し、65歳以上の方々は、無料でインフルエンザ予防接種を受けられる大衡独自の事業であります。とても素晴らしいと思います。

通常の風邪に比べると、全身症状が強く、感染力も強いインフルエンザは、ときに集団で大流行することもあります。子供が感染してしまった場合、保育園や学校の出席停止にもなります。出席停止期間は、発症後5日、かつ解熱後2日、幼児は3日のルールがあります。インフルエンザにかかれば、共働き家庭にとっては、大きな影響が出ます。感染を免れたとしても、学級閉鎖になったりすれば影響が出ます。そして、学級閉鎖になっているクラスは、児童館での預かりもしてもらえない場合もあります。

ことしからA型2株、B型2株の4価ワクチンが導入されました。医療機関は、メーカーがワクチンの納入価格を1.5倍ぐらいにしたため、インフルエンザ接種費用を値上げしています。1回の接種価格は、医療機関によって違いがありますが、3,000円から4,000円ぐらいです。生後半年から13歳未満の子供のインフルエンザ予防接種は2回推奨され、大半が自費であり、家計の負担はとて大きいです。子供たちへのインフルエンザ予防接種事業助成を考えてはと思いますが、村長の答弁をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） どうも皆さん、おはようございます。

ただいまの小川ひろみ議員の一般質問に答えさせていただきます。

大衡村のこれから目指す教育についての質問でございます。

大衡村の教育振興に関する施策の大綱案であります。については、平成27年10月に第1回大衡村総合教育会議を開催し、その中で大綱を示しており、第5次大衡村総合計画のともに育み、ともにつくり、ともに生きる、愛と活力にあふれたまちづくりを基本理念に、教育についてはみんなで学び、みんなで育む、生涯学べるまちづくりを基本構想として、諸施策を進めていくものでございます。

その中で、大衡村の教育の基本目標につきましては、学校教育の充実と社会教育の充実を中心に据え、学校教育の充実においては7項目、社会教育の充実においては6項目の基本施策を推進していくところであります。

まず、1点目の大衡村の教育の方向性についてのご質問であります。学校、家庭、地域、そして行政が円滑な連携のもとに、大衡村の住民の皆さんが将来にわたって幸せで充実した人生、よりよい社会、そして地域をつくっていくための人づくり、人材育成が目指すべき方向であると考えておるところでございます。

次に、2点目の防災教育の充実、ICT教育の追加事項に関するご質問であります。防災教育は、災害時にとるべき行動や、身を守るために必要な知識の習得のための教育であり、ただ単なる知識の習得だけではなくて、災害疑似体験、あるいは防災関係者や災害体験者の話を聞くことや、地域が行う防災訓練等にも積極的に子供たちが参加し、防災意識の向上を図ることが必要でございます。

先般行われました防災訓練におきましても、地域によってさまざまではありましたが、子供さん方も参加されておったということは、そのあらわれでもあると私は思っていると

ころであります。

自身が住んでいる町を知り、自分が住んでいる町を知り、災害から自分や家族を守る力を身につけていただく、その生き抜く力を育てることが、まずもって一番肝要であります。そのためには、学校と地域が連携し、防災教育を幼児期から成人に至るまで継続的に行うことが重要であると考えているところでございます。

次に、ＩＣＴ教育についてのご質問であります。ＩＣＴとは、インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略で、日本語に訳すと、情報通信技術を活用した学校教育の意味でございます。ございますというか、であるとされております。コンピューターやインターネット環境下でのタブレット端末などを用い、教育の質の向上を目指すものでございます。

国においても、平成25年6月に第2期教育振興基本計画が閣議決定され、ＩＣＴの活用等による学びの推進や、教材等の教育環境の充実のため必要な施策を講じることとされ、教育のＩＴ化に向けた4カ年計画、26年から29年度ということになりますが、4カ年計画において、4カ年総額で6,712億円の地方財政措置が講じられることとされているところでございます。

具体的には、教育用コンピューター、電子黒板、それから実物投影機、無線ＬＡＮ、学習用ソフトウェアの整備、そしてＩＣＴ支援員等の配置があり、村においても年次的に整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、3点目の一堂に会した会議、これが必要ではないかということでございますが、現在、教育委員会においては、社会教育委員会や、ふるさと美術館運営委員会など、11の委員会がございまして。議員の仰せのとおりであります。その所管内容については、多岐にわたるところであります。それぞれに多岐にわたる所管内容でございます。

世の中の急速な変化に対応するためにも、その委員を一同に会した会議の開催も、必要ではないかと質問ですが、1点目の質問でも答弁したように、大衡村の教育については、人づくり、人材育成が目指すべき方向であります。11の委員会において、所管内容が違ふからといっても、目指すべき方向性は一緒であり、合同会議の開催は大変意義のあるものと認識しているところでございます。

しかし、会議の持ち方など、詰めなければならない課題も多々ございますので、総合的に判断してまいりたいと考えております。

次に、2問目のインフルエンザ予防接種の事業拡大をしてはどうかというご質問でござ

いますが、インフルエンザ予防接種は予防接種法によつての努力義務は、課されておられません。が、65歳以上の方と、60歳以上65歳未満であっても、心臓、腎臓、または呼吸器系機能に重い病気がある方など、日常生活に支障が及ぶ程度の障害を有する方が、任意接種の対象者となっております。これは、高齢者や慢性疾患患者の方には、肺炎を併発して、重篤化しやすく、死亡者が増加するというふうにされているからであります。

そのようなことから、村では多くの高齢者が予防接種を受けられるように、ワクチンが値上げとなったことしも、県内で唯一無料で接種できる助成をしているところでございます。子供たちにも予防接種の助成を拡大してはどうかということでの内容であります、子供たちの場合は、任意接種のため、予防接種の対象外となっておりますので、現在村では助成の対象としてはいないところでもあります。

しかしながら、本村は子ども・子育て関連の支援については、手厚く充実しているものと思っておりますので、今後他自治体の助成制度の状況等も調査しながら、財源確保も考慮しなくてはなりません。そういったことを総体的に勘案しながら、検討してまいりたいというふうに思っておるところでございます。

小川ひろみ議員の1問目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 私の1番目の質問にもあったように、やはりさまざまな施策をする中で、人づくり、人材育成ですか、そういう部分はとても大事なことになると思います。子供のころには多くのことに出会い、気づき、学んでいく成長の時期でもあり、子供一人一人が豊かで、多才な個性を持っている子供たちであります。その一人一人を大切にしたいきめ細かな指導が、今からとても大事になっていくんでないかなとも思います。そして、しっかりと子供の声を聞いてあげる、そういうやはり大人の姿勢も大切ではないかなと思うんですけども、具体的に人づくり、人材育成が目指す方向性とありますが、どのようなものなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは、教育委員会のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今小川ひろみ議員のお話を聞いておりまして、発問の中で全くそのとおりだなという認識をしながら聞いておりました。今の一人一人を大切にして、子供の声を聞きながら、成長させていく、まさにそのとおりだと思います。村長がお話ししましたよ

うに、ともに育み、ともにつくり、ともに生きるという言葉は非常に大切なところであり、これは学校教育であっても、社会教育であっても、方向性としてはまさしくその方向ではないかなというふうに思います。そのためには、今小川議員がお話しされたように、大衡村の人々が全員共有した意識を持ちながら、子供たちを育て、人材を育成するということに、大変意味があるのではないかなというふうに思っております。

大切な人生を、ただ単に過ごすのではなくて、強く意識することもまた子供たちにとっては大切な意義であるかとは思いますが。そういう意味では、今お話しがありました志教育というところに、まず1つ視点を充てておりまして、今年度4月から小学校、中学校、高等学校は本村にはございませんけれども、黒川高等学校、3校連携の中で、志支援教育を実施しているところです。

志という言葉は、江戸時代あたりから既にあった言葉と捉えておりまして、江戸の立志論の中でも、志を立ててから学べとか、志ある者は全てが学びとなるということが、これから学校教育の中で、そして大衡村という自治体の中で、私たちが子供たちを教師と保護者と私たち地域の方々全体で育てていかなければならない部分かなと感じております。

中学校の教室の黒板の後ろを見ると、ときどき私たちの進路といったところを個別に表示されているものがあります。それを見ていると、高校頑張るとか、それから勉強頑張るとか、具体的などころを書いている子供たちが非常に少なかったと感じております。ただ、中で1つだけ感じ取ったのは、私は黒川高校の〇〇課に行って、将来父が取り組んでいる農業を考えていきたいという非常に具体的な言葉が書かれているものがありました。そういったものを子供たち一人一人が考えることができるように、これから指導していかなければならないというのが、現在私たちが考えているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今教育長の言ったように、やはり子供たち、社会教育の大切さ、そして学び続ける、生涯学びつくれる必要感を実感するということがとても大事だと思っております。そして、明るく楽しい学びやとしての学校づくり、わかる授業、楽しい学習ができること、環境づくりが今とても大切じゃないかなと思っております。地域との連携は、その部分については、とても大切なことだと私は思っています。そういう部分で、大衡の方々、住民と議会との懇談会の中でも学校教育、学力についての、あと英語教育について、グローバル化についてのさまざまな住民からのご質問がありました。そういう部分について、やはり学力の向上や、英語教育については、どのように考えているのか、お尋ねいたしま

す。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 詳しくは、教育委員会のほうから答弁させますが、まず基本的なものとして、私が常々思っていることは、やはり幼児、おぎやあと生まれて1歳、本当に物心ついたころから、やはり各家庭において、もちろん道徳やら、そういったものも含めて、いろんなことを教えていくんだらうというふうに思います。その幼児期に植えつけられたそういった道徳観、あるいは地域といいますか、その家族によって違いますけれども、その家族家族での育てられた環境ですかね、そういったものが大きくなってからもそれが影響してくるというのが私はそういったことだというふうに認識しております。

ので、大衡村の幼児教育、今大衡の認定子ども園に委ねているわけではありますが、その中でどういったことをやっておられるのかといったことを、つぶさに見ております。いろんな行事、そういったものにご案内が来ますので、そういった折に、やはり今まさに今回の発表会、11月30日でしたか、この間ありましたね。その折にも本当に子供たちのいろんな発表を見ました。本当にすばらしいなと思いました。そういった昔からの伝統的な道徳観を養うような、そういったことをやっておられました。私も感動しました。本当にすばしかったなというふうに思っておりました。

そういったことが、今後その子供たちが社会人までいくんでしょうけれども、そういったときに、その過程において、それが将来生きてくるんじゃないかなというふうに思っていますし、そうあってほしいなとこんなふうに思うところであります。

詳しくは教育長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 子育ては、生まれたときから始まるというふうなお話、全くそのとおりでと思います。今質問がありました学力向上、それからグローバル化、そして英語教育について、ちょっとお話しさせていただきます。

まず、今小川議員がおっしゃった生涯にわたって学び続ける力、それから主体的に考える力を持つ人材を育成するというあたりのお話については、恐らく教育技術上で言えば、アクティブラーニングといったところから来ているのかなというふうに感じておりますが、アクティブラーニング、今お話しした部分につきましては、大きく捉えるとそういったことになると思いますが、今現在文科省等でお話しされているアクティブラーニングにつきましては、もう少し細かくお話ししますと、教育による一方的な講義形式の教育から、学

習者が、勉強する子供たちが、主体的に問題を発見し、それを解決していくという能動的な学習をするべきであると、それが広い意味では生涯にわたって学び続ける人材をつくっていくというふうなことになると考えております。

そのために、今、これから学力向上についてどのように考えていったらいいのかということになるんですけども、今年度の全国学力標準検査によりますと、残念ながら、小学校のほうの学力につきましては、平均よりも大分少なかったなというふうに感じております。中学校になってから、大分学習してきているようで、英語については平均を少し上回っているというふうな状況になっておりました。そういったことから、まだまだこれから今お話があったことについては、進めていかなければならないと考えております。

今年度は、先ほどお話出ました志教育について、1つは方法として取り組んでおります。それから、2つ目としては、来年度、平成28年度は、県の学力向上の指定校、3年間にわたってやるところなんですけれども、それを受けまして、小学校のほうでそれを扱っていききたいというふうに考えております。

また、2番目の質問にもありましたけれども、ICT教育、それから防災教育等につきましても、含めながら学習のほうで取り組んでいきたいと思っております。

それから、現在学習支援という形で子供たちの学習を支援しているシステムを持っているわけなんですけれども、それもあるからこそ、今の学力が維持されているのかなというのも、私としては考えております。

それから、グローバル化につきましては、なかなか学校内だけではできないなと思っておりますけれども、本年度は中学校既に3年生、それから2年生、1年生もやるんですけれども、MIAということで、国際理解教育、今年度はイタリア、カザフスタン、それからネパールですか、この3カ国の方をお呼びして、国際理解について学習しております。2月になってから今度1年生、2年生等も進めておりますが、小学校のほうでも同じように、国は違いますが、またやっていくつもりでおります。

それから、英語教育につきましては、昨年度おかげさまで加配をいただきまして、学力のほうもおよそ安定してきております。逆に今度数学のほうがちょっと下がってきておりまして、今年度は数学のほうの加配を何とかとれないかなというふうに財政のほうと相談しております。

それから、もう一つなんですけれども、言っているかどうかは、言っているんだと思いますが、まだ決まっていないことなので、何とも言えないんですけれども、英検というの

があります。英語検定試験です。２級、３級、４級あたりを小学校５年生、中学校２年生、３年生あたりでできれば無料で受けさせて、それが起爆剤となって英語勉強やらないかなというふうなこともちょっと考えているところでございます。以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長の答弁にもとても今から大衡の子供たちに対する熱い思い、そして教育長からもグローバル化に対すること、学力向上に対すること、そして英語教育に対するとても手厚い子供たちへのいろいろな思いがあるんだなと思ひまして、とても期待するところであります。

次に、２点目の防災教育の充実について、２回目のお尋ねをしたいと思います。

やはり、大衡村、今回９月における水害の被害がとても多くありました。そして、水害の質問もきのうから３人の議員さんたちが質問されました。やはり、子供たちに自分の地域における危険箇所、そういうものなどを把握させ、防災教育の中に地域の素材を持った教材化というか、そういうものを考えてはと思いますが、その辺のあたりをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 防災教育であります、まさにさきのもう４年半ですか、もう過ぎました。まさに本当にそういった意味で小学生の児童が大変な犠牲になったところもありました。そういった意味からも、やはり自分が生き抜く、災害に遭ったときに自分もといいますか、とにかく人の生命もちろん大事であります。しかし、自分の生命がやっぱり一番大事ですよ。そういったいろんな災害に対しても、災害、あるいはそういったものに対しても、自分が生き抜く力というものを実際持っていなければ、ならない。自分が生きていなければ、人をも助けられない。そういったことを学ばせるといいますか、そういったことだと私は理解をしていますし、あるいは日常の、例えば世界にはいろんな意味で飢餓やら、病気、そういったものに苦しんでおられる子供さん、もちろん大人もですけども、がいるということも教えながら、自分がどうやって生きればいいんだということも身につけさせるということが必要だというふうに思っておりますが、専門的には、教育長のほうから答弁させたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 防災教育についてということなんですけれども、大衡村版の防災教育を考えてみてはというふうなお話だったんですけども、形式的には、防災マニュアルを大

衡版というのを小学校、中学校ともに計画してつくっております。ちょっとこの手元にないので、お話はできませんけれども、つくっているところであります。

防災教育なんですけれども、東日本大震災後の平成24年の5月に、文科省のほうで防災対策推進検討会議というものを開きまして、揺るぎない日本の再構築を目指しましょうというふうなところで、1つは地震調査研究、それから2つ目として防災教育、そして学校設備の整備というふうなところで、進めてあったところだと思います。防災教育のところにおいて、学校マニュアルをつくりなさいと。それから、学校安全教室を行いなさい。それから、防災教室を行いなさい、そのことで生きる力を育む、防災教育の展開をしていきましょうというふうなところになっております。

そういう意味でも、先ほどのお話に戻りますけれども、大衡村の課題というところで申し上げますと、例えば先日程行われましたクリーン大作戦ですね。清掃活動、大衡村一斉にやるクリーン大作戦だったんですけれども、小中学校の校長先生のほうには、できるだけ部活動をその日はやらないで、朝の時間帯も清掃活動では子供たちを使って、お父さん行かなくてもいいから、僕行くからという形で取り組ませてほしいということで、お話ししたんですけれども、結果的にそれほど多くの中学生は出てきていなかったというのが結果的な報告になっております。大変難しいんですけれども、やはり学校だけでは難しい、教育委員会だけでも難しい。地域の皆さんのご協力がないと、なかなかできないなというところを、私たち考えております。

そういった意味で、今後各家庭にお子さんいる、いないにかかわらず、子供を育てましょうというふうなチラシなどをつくりながら、広報活動もやっていく必要があるのかなというふうに今反省の状態の中にあります。以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長にもお答えしていただき、教育長にもお答えしていただきましたが、やはり4年半前ですか、東日本大震災において想定外のことがいろいろと起こりました。本当に大切な命、とうとい命が失われたことも本当に残念でなりません。そういう部分も想定しますと、自然災害に対する備え、地震発生時の行動、ボランティア活動、避難時の注意点など、防災にかかわる事業は本当に今から大切でないかなと思います。

そして、子供たちだけでなく、先生方は転勤がございます。そうしますと、その土地のことを知らないと、やはり何も子供たちにも指導ができません。そういう部分の先生方の知識ですか、そういう部分を知ってもらうための今後の具体策何かありましたら、答えて

いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 教育長に答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 先生方は、やはり3年以上になると転勤の対象になりますので、ただ大衡村は、大衡村がなかなかいいということで、七、八年、9年、10年と長い間いる方もいて、ちょっと新鮮味もなくなって、済みません、失礼しました。今の取り消します。初心というのをなかなか続けていくというのは、大変難しいことで、なれ合いになってしまうところがあるということであると思います。

しかしながら、去年から小学校、中学校の連携ということを強化しておりまして、研修会については小中合同でやると。以前はレクリエーション等で楽しんでいたようなんですけれども、そうではなくて、同じ課題を持って取り組んでいくというところが、大切だということで、やっております。そちらのほうに呼びかけることで、そのことについては今後少しでも解消できるのかなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） では、次にICT教育について、再度質問させていただきます。

ICT教育は、やはり先ほどの答弁にもありましたように、国でも教育振興基本計画が出されまして、25年6月にですね。そういうような部分で大事だということで、4カ年計画という部分があります。大衡においては、ICT支援員等の配置、そういうものをいつごろから、どんな形で行う予定なのか、そういう部分をお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えします。

平成26年度から29年度の4カ年計画が、国の第2期教育振興基本計画というやつであります。29年度までということでもあります。その中で4カ年総額で、6,712億円の措置が、予算措置されるということでもあります。現在、大衡村では、これに具体的にはまだ取り組んでいないということでもあります。先ほどの答弁のとおり、年次的に大衡村でも整備を図ってまいりたいというふうに思いますが、しかし、このいろんなメニューありますが、それを全部整えるということは困難だというふうに思いますので、我が大衡村に合った内容でもって、進めていければなと、こんなふうに思っているところでありますが、これも具体的には、教育町のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） I C T教育につきましても、やはり文部科学省のほうから、先進的な技術のもとで教育を行うというふうなところで、出てきておりまして、これもつけ加えるべきだなというふうに考えておりました。支援員につきましては、来年度の小学校の学力向上県指定に伴いまして、県教育委員会の I C T課担当の指導主事のほうで、希望に応じて日にち指定で、いつでも来られるというふうな状況になっております。

また、宮城教育大学との連携も、来年度考えておりまして、今のところなんですけれども、I C T教育につきましては、教職員も大学に行って研修できるようにしていきたいというふうに考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 以前にも私も一般質問でタブレット端末による反転事業で、学力向上というご質問をさせていただきました。そのときのお答えは、前の村長であり、教育長でもあったんで、今違うわけでありまして、情報を収集し、対応を考えるというお答えでございました。やはり、今回そういう部分で今の教育長の答弁を聞いていますと、やはり前進あるんだなと思ひまして、大衡村の I C T、そういう部分に対する教育がどんどん進んで、とても期待していいのかなと思っております。

また、3点目の一堂に会した会議も必要ではないかというご質問であります。この村長を含めた会議がありました。大衡村総合教育会議を開催したというご答弁でありましたけれども、それはどのような人たちの構成であったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 会議の構成メンバーですか。今資料ないので、総務課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず村側からといたしましては、村長でございます。教育委員会のほうからは、教育長並びに教育委員4名がメンバーとなっているものであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはりその総合会議の中でもこういうような大衡村の教育ですか、そういう部分で教育振興に関する施策の大綱案という部分で、とてもいい内容のものができたということは、評価することです。ですが、やはりいろいろな部分を含めると、大衡村には11の運営、いろいろな学校評議員さん、それからさまざまな部分で奨学金を賞与選考委員の委員さん、教育支援委員さん、それから社会教育委員さん、さまざまな11の

委員さんたちがございます。

そういう中で、学校評議員さんというのはとても大事な位置づけではないかと思います。そういう部分でも、皆さん一堂に会した会議というのは、今からとても大事なことになり、年齢とかいろいろな部分を考慮しますと、いろいろな意見を吸収するということがとても大事なことになると思います。そういう部分について、具体的なことをお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどもこの件につきましては、この意義を大変有意義な意義のあるものと思っておりますという答弁をさせていただきました。しかし、現実を注視した場合に、果たしてこの11の委員の皆さんが一堂に会して会議を持つといいますか、ということは、それなりに11の委員会が全部集まるということは100人くらいになるんでしょうかね。人数的には。そうした場合に、何の会議でもそうですけれども、余り活発な意見が飛ばないといいますか、みんなそれぞれの分野でご意見は持っているんでしょうけれども、そういった場合に、具体的にご意見等々、余り言わないというのがいつでも、この会議というわけじゃないです。何の会議を考えてみた場合でも、余り飛ばないような気もするんですね。だから、現実的にはどうなのかなという懸念もされるわけであります。

そうした場合に、やはり皆さんにもご足労もかけるわけでありますから、ただ単に会議には来ただけけれども、何も言わないで帰ってきたという形になるよりも、私としては議員おっしゃっていることは本当に有意義なことだと思います。しかし、その委員会、委員会ごとに意見を集約していただいて、そしてその代表的な人たちの会議といったものだったら、いいのかなと私は思っています。ただ、全員の会議となると、ちょっと余り効果がどうなのかなと、いまいち私的には思っているところであります。以上です。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村長のお答えをしてから、そのことを言おうと思っていました。11の組織の中の委員の委員長さん、そういう方々たちだけでも、11人の方で十分ではないかなと思います。なぜかという、その中には分館長さん、またスポーツ推進委員さんたちも全部入っております。この11の組織の中には。そういう地域の人たちの声を学校のいろいろな部分に、組織の中に入れていく、そういう部分はとても大事だと思うので、今後、そういうことも検討していただきたいと思います。

では、時間がないので、次、インフルエンザのことについてお尋ねしたいと思います。

安心して、子供を生み、育てられる環境づくりのためにも、インフルエンザ予防接種の事業拡大は、私は価値のあるものだと思っております。若い世代の中には、非正規労働や、ひとり親世帯による家族形態がありまして、予防接種を自費で受ける経済低負担はとて大きいと思っています。そういう部分について、村長は先ほどのお答えでは、考慮しながら、充実ですね、している子育て支援について、手厚く、充実していくという部分で、助成等も考えていただくということでもありますけれども、そのほかにもインフルエンザ予防接種以外にも、2カ月で受けなければならない任意接種というのが、子供を生み育てる中でありまして。

任意接種の中には、ロタウイルス胃腸炎というのもありまして、それには2種類あります。ロタリックスが1回1万5,000円です。それを2回しなきゃなりません。生後2カ月です、このときは。ロタテットというのが1回9,000円、それを3回しなきゃなりません。あと、B型肝炎は1回6,000円から8,000円、を3回しなきゃいけない。おたふく風邪が6,000円です。それが全部自費なんです。そういう部分を考えますと、これは今言った部分は、インフルエンザ以外のものは1回の接種でウイルスが免疫がつくものですが、インフルエンザは5カ月しか一度の接種で、10月ぐらいにすると、ちょうど効くのが12月ぐらいという部分で、一度の接種部分は安いんですけども、毎年受けなければならない、5カ月しか持続しないという抗体でございます。そういう部分でも、若いお母さんたち、若い世帯の人たちの負担は、とても大きいということを考慮し、今の私の話の子供たちのワクチンですか、そういう部分でもっとほかの任意の接種部分もあるということを考慮して、インフルエンザ予防接種、この事業拡大考えていただきたいと思いますが、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） インフルエンザの予防接種、これは本当に議員おっしゃるとおり、老人といますか、65歳以上の皆さん、そしてまた65歳未満であっても60歳以上のいろんな疾患といますか、そういったものを抱えておられる方々に対して、無料で行っているところでもあります。

幼児から子供までの接種はどうかと、助成をしてはどうかということでもあります。今現在はやっておりませんが、先ほども申し上げましたけれども、大衡村、子育て日本一を目指していると自負しているところでございますけれども、これまでも子育てについては、この予防接種以外においては、ほぼ満足といますか、充実した施策を講じて

いると我々も思っているところでありますが、この予算的な措置、財源、そういったものも考えると、どうなのかなと。

これ以上、さらに子育て支援を手厚くする、それも必要であれば考えるところでありますが、ほかの自治体の状況等も勘案しながら、検討していこうということでは、思っていますけれども、財源といいますか、全額補助した場合、じゃあどの程度になるのやと、出費がふえるんだということではありますが、試算した数字によりますと、13歳以上の中学生が182名でもって4,000円、72万8,000円、中学生は1回です。小学生が2回接種したとして、324名の4,000円、2回ですから259万2,000円。1歳から5歳も2回ということで、250名4,000円の2回ですから、200万円ですね。合わせますと532万円という試算であります。

こういう試算もあるわけであります。532万円、負担が厳しいか、厳しくないか、それを今後厳しく査定をしまして、いやまず本当に、真剣に考えて、そしてまたやはり子育て日本一の村を堅持していくために、こうあるべき、そうあるべきというような結論が出た際には、ぜひ検討もしてみたいというふうに思っておるところであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） インフルエンザ予防接種は、自由診療であって、保険適用外であります。今村長の試算、そういう部分を聞いていますと4,000円で見えています。やはり、病院によっては、金額が違ってまして、全国平均は2,939円です。郡内は2,700円から4,000円です。だから、それよりももしかすると安くなる可能性があるわけです。ぜひともそれ以外にもいろいろな任意接種があり、家計の負担が来ている、また兄弟が多ければ、3人いれば3倍の金額がかかる。そして、親も自分も受ければ、4倍、5倍と両親がいればなるわけです。そういう部分を考慮しまして、来年の10月にはみんなが打って、任意ですので、自分の考え方次第ではありますけれども、そういう部分でぜひとも検討していただきたいということをお話ししまして、質問といたします。

議長（細川運一君） 答弁求めているんですね。

13番（小川ひろみ君） いいです。答弁ください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいまの小川議員の発言の趣旨、理解しております。この1回4,000円というのは、これはマックスでです。想定外を使えませんので、マックスで見ないと後で想定外だったなんていう話になってから困りますので、マックスで計算したところであり

まして、そういった意味でそれでも532万円の負担だということでもありますから、これがもう少し縮減されるようなことも考えられます。

そういったことも勘案しながら、子育て日本一の村を堅持するためにも、そしてまたいや、そんなことじゃなくて、村民の生命、健康を守るためにも、そういったことで前向きに検討してまいりたいというふうに思う次第であります。以上であります。

議長（細川運一君） ここで、休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの小川ひろみ君のご質問の中での教育長の答弁について、教育長より申し出がございますので、発言を許します。

教育長（庄子明宏君） 先ほど教職員の話をした中で、7年、8年、10年と大変大衡村はいいところだということで、新鮮味に欠くという言葉、私使ってしまいました。大変申しわけありませんでした。7年、8年と一生懸命頑張っているということでございます。

議長（細川運一君） 以上でございます。

通告順9番、佐々木春樹君、登壇願います。

〔9番 佐々木春樹君 登壇〕

4番（佐々木春樹君） おはようございます。通告に従いまして、質問をいたします。

2件通告しておりまして、一括で質問しておりますので、その辺ご了承ください。

1件目は、板堰の改修を早急にとということで、通告をしています。

関東・東北豪雨では、本当にすさまじい、予想をはるかに超えた被害だったなというふうに感じております。昨日も想定外ということはないんだと、村長言っておりましたけれども、まさに今回の豪雨を教訓にして、今後むらづくりしていかなきゃいけないかなと、本当に感じているところであります。今回の被害に限らず、大衡村で大雨が降ったり、ゲリラ豪雨などあった場合に、浸水する箇所、川が氾濫する箇所、いろいろございます。そういったところでも、ご質問ありました。

その中で、住民との懇談会で、私は衡下地区、衡中地区、それから蕨崎地区、そして駒場地区と4カ所行かせていただきましたけれども、共通していろんな話題をいただきました。

た。その中で、板堰の改修について、強く要望されたことが、今回の質問に至った経緯であります。

まず、海老沢地区での浸水もありましたけれども、床上、床下ありましたが、そこに流れている堰が板堰であるために、もう命がけでその堰を外しているんだと、少しでも雨が降ると、外しにいかんきやない、でもすごい量だと外すことができないと、下手すれば一緒に流されてしまうというぐらいの話をされました。その話を伺った後に、駒場地区でも板堰の問題出ておりました。

その板堰にいろいろな流れの中で、堰がつくられているかと思えますけれども、板堰を外していただいている方々も、なかなか高齢になって、今後そういったこともできなくなってしまうというふうなお話もございました。これから、そういった堰の改修に向けて、どのように取り組んでいくのかということを村長にお伺いしているわけです。

もう1点の費用弁償の見直しをということで、費用弁償はさまざまな団体に大衡の場合は一律1,500円という形でお支払いしているというふうになっています。指導隊や消防団は、見直しがなされ、ある程度の作業に応じた金額に改正されています。通告書にもあるように、猟友会の方々のご苦勞に対しての質問であります。猟友会、費用弁償1,500円もらっているんですかといえば、もらっていないのが現実であります。そういった中で、猟友会だけではなくて、大衡村でそういった活動をしていただいている方、そういった方々に対する費用弁償の金額が、その団体、その活動に準じているのか。消防団や指導隊だけではなくて、机の上でいろいろ考えていただくだけではなく、外に行って、作業をしているそういった中での費用弁償というふうな形で考えれば、作業内容も考慮した中で、改正をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っております。

また、今イノシシが非常に問題となっていて、猟友会の方々にはすごいご苦勞をかけられるということも認識しておりますし、その被害たるや、村でも相当なものではないかなと。全国的に見れば、カモシカの被害が一番大きいそうです。年間70億円程度、イノシシで50億円、3番目がサルだったかと思うんですけれども、それも30億円というところで、イノシシがどんどん北上してきて、村でも相当な被害を受けている。件名は、費用弁償をということでしたけれども、そういった活動をしている方々の意見を聞いていく中、猟友会の方のお話の中では、年齢的にも厳しくなっているし、後継者もなかなか育たないんだというようなお話もありました。

特に、心に残ったのは、猟友会の隊長をしているほうの奥さんが、うちの人はこうだか

ら頑張るけれども、心配でしょうがないというふうなお話をされると、やはりそういったさまざまな団体の後継者、全て不足していると思います。その不足を補うために、費用弁償上げればいいわけじゃないんですけれども、村としてそういった活動をしている団体、そういった方々に誠意を持った対応できるのは、そういったお答えなのかなというふうに感じ、質問しておりますので、ご答弁よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 佐々木春樹議員の一般質問にお答えをいたします。

1 問目の板堰の改修を早急にとのことでございます。

村内の河川や農業用排水路には多くの取水、または排水のための施設が設置されており、それぞれの整備形態は防衛庁の障害防止対策事業や、郊外復旧事業、それと農業基盤整備事業とさまざまであり、堰の構造も現在はラバー堰による整備が多くなっておりますが、過去においては鋼製ゲート、鉄ですね、ゲートや板堰が主流でありました。また、堰の開閉がハンドルによる手動式のものや、水位を感知することによって、堰を開放する自動点灯式のものなど、操作性についても規模や設置場所により、さまざまあるところでございます。

各堰につきましては、受益者を基本とした水利組合が時期に応じて開閉の管理を行っており、台風等大雨が予想される場合などには、事前に堰をあけて対応をいただいているところでもあります。

しかしながら、最近のゲリラ豪雨や9月の関東・東北豪雨など、事前の対応がなかなか間に合わない事例もあったわけでありまして、結果堰が閉じられていることにより、水の流れが阻害され、水路や河川からあふれて周辺に被害をもたらす現象も生じているところでもあります。

ご質問の板堰につきましては、村内でも複数設置されており、特に断面の大きい板堰のため、日ごろの開閉等の管理にも支障を来している箇所の方々からは、改修要望の声があることは承知しております。

具体的には、議員ご指摘のとおり、大和町吉岡糸繰地内から、善川に流れる大和町都市下水路というのがあるんですね。の海老沢地内に設置されている板堰から、新海老沢、古館下及び観音下に農業用水を取水している水路があり、その管理は大堰水利組合によって行われております。

この堰は、大和町の都市下水路内にある施設となっているため、地元から改修要望がある旨、管理者である大和町に相談をしたところではありますが、大和町では現在のところ、堰の改修の予定はないとのことであり、また農業用水の取水施設であることから、実質管理している大堰水利組合で改修に当たられたいとの認識のようであります。

しかしながら、最近、台風やゲリラ豪雨等による大雨が頻繁に発生している状況に鑑み、堰の開閉に支障を来している状況は、周辺に多くの住宅もあることから、農業用水の確保のみだけでなく、災害防止の観点も含めて、改めて大和町と協議調整してまいりたいというふうに考えておるところであります。

また、右岸が駒場北大原地内と左岸が大郷町大松沢泥畑地内を流れる駒場川にも板堰がございます。そのすぐ上流に、大崎市三本木伊賀を流れる川と、三本木郡を流れる川が合流しており、大雨時には相当の水量となることから、板堰の開放は不可能な状態であり、結果上流に水がだぶつく状態となるため、さらに上流の電動ゲートの開口を調整し、水量を調整するといった管理が行われており、駒場川周辺の災害防止の観点からも、対策が必要と認識はしておるところでございます。

なお、堰などの農業用施設につきましては、整備から相当年数が経過したものもあり、その機能を十分に果たすことができなくなっている施設もありますので、農業用施設のストック点検と機能復旧を計画的に実施するよう検討してまいりたいというふうに思います。

次に、2問目の費用弁償の見直しについてのご質問にお答えいたします。

費用弁償につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定められているとおり、各種委員会の委員が村内の会議に招集された場合に、費用弁償として日当を支給するもので、本村においても、1,500円が支給されており、議会議員、教育委員、農業委員等全て同じ取り扱いとなっております。

日当の性質としては、会議等に出席するための交通費や、昼食代といった意味合いのもので、報酬とは別に支給されているものであります。また、日当につきましては、市町村ごとに条例で定められております。黒川郡内3町においても、大衡を除く3町においても、日当の額は1,500円と定められておりますので、大衡だけが特段低く設定されているものでもありません。

なお、現在、猟友会の費用弁償につきましては、村で定めているものではなく、会の予算の中から支出されているものでありますが、鳥獣保護法の一部改正等により、市町村の非常勤特別職の身分となる鳥獣被害対策実施隊の設置について、検討が必要とされており

ます。

交通指導員や消防団員については、平成25年度においてそれぞれの勤務区分により、費用弁償の額を改正しておりますが、改正の経緯としては勤務の状態が長時間に及ぶ場合や、屋外での特殊な活動などが主となるために、活動に対する褒賞といった意味合いも込めて、改正したもので、会議に出席した際の費用弁償とは性質的に若干違うものと考えております。

議員が求められておることは、半日を会議で拘束された場合でも、1,500円の支給だけなのかといった点からのものであると認識をしておりますが、日当については、先ほど申し上げましたとおり、報酬とは別に支給されるものでありますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思うところであります。

以上で、佐々木春樹議員の一般質問、1問目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） まず板堰ですけれども、村内には相当数そういった堰があるということは認識しておりますが、現在どのぐらいあるのか、そして問題となっている駒場、海老沢地区というのは、村外との折衝もあるということは聞いておりますし、地元の方々も村に言えば大和だ、大和に言えば村でとか言われているんだというふうな話でしたが、先ほども申しましたけれども、この豪雨が本当に頻繁に起こっている中で、地元の方々の心配というのは、本当に大きいんだろうなというふうなところで、答弁にも計画的に実施すると、それもそこだけではなくて、村内全ての堰のストック点検と、やっていくというふうなご答弁でしたけれども、さしずめ住民が非常に困っている、また被害が大きく出るであろう堰に関しては、やはり題と同じように早急に改修をしていただきたいというふうなことであります。

ので、現状ストック点検のスケジュールであるとか、これは今回の災害にも絡むんでしょうけれども、そういった中での計画、どういった流れでどういうふうに進んでいくのかというふうなところをまずお答えいただきたいのと、費用弁償の件につきましては、最後の半日会議で拘束されても1,500円なのかというのは、ちょっと質問の趣旨とは違いますので、そこは違うというふうに言っておきたいと思います。

先ほどの答弁の中に、鳥獣被害対策実施隊の設置というふうなご答弁ございました。その内容、そして現在どのようになっているものなのか、この辺詳細にご答弁願いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まず、1点目の板堰の関係であります、板堰、どのぐらいあるかということですが、私的に設置している、自分で設置している堰まで入れると幾らあるかわかりませんが、公的なものという、公的なものは駒場川については5カ所あるというふうになっております。大堰につきましては、その1カ所ではないかなと私なりには思っているところであります。

今後、どのような形で改修をしていく方向かと、あるいはスケジュールかというお話がありますが、端的に申し上げまして、いつ何時に改修しますというスケジュールは持ち合わせておりません。というのは、なぜかと申し上げますと、やはり基本的には水利組合が主体となって、これを修理といいますか、改修というか、それを当然するということがまず大前提でありまして、その際に補助申請とか、そういったものを関係機関に村とかそういったところに出していただいて、補助、もちろん大きな堰でありますから、補助なしでやるというのも大変であろうというふうに思います。

ので、まずもって水利組合の皆さんでお話をされて、そこからスタートするべきではないのかなと、私なりには思うわけであります。その中で、ただいまも申し上げました大松沢、駒場川については対岸が大松沢、大郷、こっち側が大衡という形、そしてまた、さらには大堰ですか、大堰につきましては、大和町の都市下水の流域だと、の水路だということでもありますから、大和町に再度大衡のほうでも働きかけをすると、さっきそういった返答をさせていただきました。もちろんそういった作業は、当然私どもが負う役目であろうというふうに思っておりますので、そういった折衝はしたいと思います。

しかし、あくまでも水利組合でありますから、水利組合が主体となって、そこをどうするのか、やはりそれも補助、大和町で補助するのか、大衡ですのかといったようなことも含めまして、まだ検討課題だというふうには思っております。

いずれにしても、想定外はないんだということでもありますから、想定して鋭意今後着々と、スピードは何とも言えませんが、着々と前に進めていきたいというふうに思っているところであります。

それから、鳥獣、今度6ページ、済みません。今度鳥獣保護法の一部改正がございました。によって、市町村に非常勤特別職の身分となります鳥獣被害対策実施隊を設置することになっておりまして、まだ大衡では立ち上がってはおりませんが、その検討が必要とされておるところであります。そうなった場合に、非常勤特別職という身分となるた

めに、やはり大衡村の特別職の報酬等を定める条例に当然加わるものというふうに思っております。

先ほど申し上げましたけれども、1,500円は会議のときの1,500円といった意味では違うんだよというお話でした。大変申しわけありませんでしたが、本当に鳥獣駆除のために、有害鳥獣駆除のために、本当に日夜出動されて、大変なご苦勞をおかけしているということにつきましては、頭の下がる思いでありまして、そういった意味では今後十分に考えていかなければならないというふうに思います。

まだ、いろいろとそういった方々にだけ、今人数も少なくなっているという、あるいは高齢化しているということで、本当に大変な事態がすぐ近い将来、目に見えて心配されるというのは、議員も私も同じ認識でございます。そういったことから、やはり狩猟の免許といえますか、あるいはわな免許とか、そういったものの取得のための経費等々につきましても、今後といえますか、考えていかなければならないなというふうにも思っているところではありますが、それぞれに消防や、そして交通指導隊といった報酬といえますか、費用弁償ですね、の支給があるわけでありますから、方法があるわけでありますから、そういった場合にこの有害駆除隊の皆さんにも、そういったものが適用になるようなふうに、考えていければいいなというふうに思っているところではありますが、何せまだその辺については、検討段階でありますので今後検討させて、それこそ前向きというんじゃなくて、この隊が正式発足すると同時に、それを決定してまいりたいとこのように思うところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君のただいまの質問は、有害駆除隊の制度を具体的に説明していただけないかという質問だったと、議長としては受けとめているんですけども。春樹君どうでしょうか。村長。

村長（萩原達雄君） 舌足らずで申しわけありません。その駆除隊の詳細については、総務課長のほうから、農林建設課長のほうからご案内いたします。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは、有害駆除の実施隊、そういったものが制度的なものができるといえますか、そういった方向で国のほうが動いてございまして、そういったいろいろな今までの大衡で言いますと、駆除隊と言っていますけれども、そういったところで、年齢が高齢化してきた、そういったことなんかもあつての背景を受けて、国のほうで法律の定められたというものでございます。

駆除隊の実施隊ということになりますと、非常勤の特別職という身分、これが与えられる、これについては当然村のほうの条例で対応になるというようなところの規定、そういったものの整備も含めるという形になろうかと思えますけれども、それに伴って費用弁償等、そういった年報酬、費用弁償、年になるか、日になるかは別にして、そういった報酬、費用弁償等が発生するというような形の身分的なところの補償が出てくるよというようなものが大きなのかなというふうに思っています。

また、実際隊というのをつくりますと、かかった経費、費用弁償とかそういったものについても、国からの交付金の措置、そういったものもできますので、ある程度財政的な裏づけといたしますか、そういったものも確保されますよという流れになっていきます。

あとは、いろいろ捕獲隊の技能講習の免除であるとか、狩猟税の免除であるとか、そういった駆除するために必要な資格とか、そういったもの、更新とか新規にとるといったような場合についてもそれらについての支援策といたしますか、そういったものが講じられておりまして、そういったことで有害鳥獣、大衡はイノシシという形になりますけれども、全国的にはニホンジカとかの被害が大きくなっているということで、対策に向けて人的な、人を含めた組織、そういった実施隊をつくっていくという流れで今動いているということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 堰に関しては、やはり水利組合というのが一番主となるんだろうなというふうには思っておりますけれども、点検なりしていた中で、村からの働きかけ、また他町との折衝をぜひ力強くやっていただきたいなというふうに思います。

それから、駆除隊の設置については、現状国からの制度によって、身分の補償であるとか、大衡村の現状に沿って、対応していくんだというふうなところで理解はできるんですが、現実的に駆除隊を設置していく際に、やはり猟友会の皆様のご協力というのが一番必要になるんだろうなというふうにも思いますし、当然こういったお話が来ているので、そういった方々とも担当課話し合いなども始まっているのではないかなというふうに察するんですが、そういった中、何か問題点とか、一番は後継者をどうやって育てるんだというふうなところで、その駆除隊の性質によってどういった方が適任として、今後育成していくとか、メンバー確保のための村としてのかかわり方とか、そういったところも一緒に検討して、何とかこの今問題となっている、また今後ますますふえていくであろう被害に対しての対策を十分とっていただきたいというふうに思うんですが、

そういった中での情報などあれば、村長の率直な考え方をお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この駆除隊を設置するに当たって、今大衡村の猟友会の皆さんから多大なる協力をいただいて今設置隊は、まだ設置しておりませんが、今現在はそういう猟友会の皆さんから協力をいただいて、その駆除に当たっているというところでございます。その折に、皆さんのほうからもまたいろいろお話を聞く機会もありまして、今6人で猟友会の構成メンバーといいますか、6人だというお話を伺っております。一番お年の、高齢の方は、84歳、若い人でも59歳ということで、その間に全部で6人おられるということですが、その後継者といいますか、そういった人たちが育ってこないというのはおかしいんですが、猟銃の免除、あるいはわな免許等々もとられる方がいなくて、なかなかこの6人だけで苦慮していると、対応しているのが大変だというお話は篤と聞いておるところであります。

村としても、過去にはわなの免許、村としてというわけではなくて、協議会のほうでわなの免許の取得費用を助成といいますか、支出しているという例も、全員というわけではなくて、あるわけでありまして、村としてもそういったことにも助成をしていければなど。結果的には猟友会といいますか、そういったところに補助金というんですかね、は一括にして出してはおりますけれども、ただその額がこれでいいのか、あるいは少ないのかどうか、そういったものもいろいろ検討しながら、勘案しながら、今後進めていければなど、こんなふうに思うところであります。

後継者につきましても、今本当に何でといいますか、後継者がいないというか、早い話ハンターになる人が、これは何も大衡に限ったことではなくて、全国的な問題となっているようであります。そういった意味合いも込めまして、今鋭意、例えばわなにしても、一般の例えば大瓜にいる人であれば、大瓜の農業関係者の人とか、そういった方々にもわなの免許を取ったらどうですかと、どうですかという言い方も失礼かもしれませんが、とっただけませんかといったような、そういった勧奨も今後強くしていかなければならないのかなと、こんなふうにも思っていますし、その費用についてももちろん村として、負担といいますか、そういったものももちろん発生しますので、費用についても考えていかなければならない。村で負担というような形ですね、いきいたいというふうに思っております。

この銃猟の免許についてはやはり、例えば免許を取得するための費用を全額出すから、

補助しますからといっても、はいという人が多分そんなにいないのではないかなというふうに思って、全国的にいないということなんですが、大衡村に限ったことではございません。ので、オリンピックを目指して射撃訓練をするつもりでという、そういった意味合いも込めてやるという人がいっぱいあらわれてくれば、非常にありがたいのかなとこんなふうにも思っているところであります。

あとそれから、板堰も言ったんだっけ。板堰については先ほど申し上げたとおり、大和町との絡みもあるし、それから駒場については対岸が大郷だとは言っても、実際構成されている水利組合の皆さんのメンバーどんな人というか、どういう組合がある、そういった組合でもって、それを改修するんだと。そのためにこのぐらにかかる、費用がかかるんだということでの対応、そして、それもいろんな意味合いから補助事業等々も当然考えられます。有利な補助事業でもって、できるだけ組合員の負担のないような形で、改修できればこんなにすばらしいことはないんじゃないかと私なりに思っているところでありますが、ただ、大堰につきましては、大和町という関係もありまして、その辺先ほども申し上げました。大和町にもぜひ行政サイドとして、アプローチをしまして、折衝しますけれども、当事者の大堰の水利組合の皆さんもいろんな、例えば嘆願書というとおかしいんですが、要望書みたいなものをぜひ連名で出していただいて、そこから始まっていくのが私は筋なのかなと、こんなふうにも思っているところでありますから、ただ、行政としてバックアップは惜しまないつもりであります。以上であります。

議長（細川運一君） 通告順10番、小川宗寿君、登壇願います。

〔7番 小川宗寿君 登壇〕

7番（小川宗寿君） 通告に従いまして、一般質問をしたいと思います。

形式は、一問一答ということですが、ただいま佐々木議員のほうからも出ました費用弁償等についても、若干重複等の懸案事項もございますけれども、私なりの観点から2件の件名で質問をしたいと思います。

まず、1件目といたしまして、鳥獣野生動物被害の現状と対策、こういったものをどのようにしているのか、現況を問うものであります。

近年、野生鳥獣被害の深刻化は増すばかりで、居住地、農地はもちろん、山、里を問わず、出没しては米、野菜、山菜などあらゆる作物に大きな被害を出している状況も現況の1つだと思われます。

農地の原形をとどめないぐらいに、荒らされるなど、野生鳥獣被害の深刻化、広域化に

対応し、地域関係者が一体となって、鳥獣被害の防止、取り組みや進入防止柵などの整備、新技術の導入実証など、早急に取り組まないといけない時期ではないかと私は考えます。

野生鳥獣の生息数の増加とともに、分布域が拡大し、農作物被害額は年間200億円とも言われております。野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農、そしてまた林業経営意欲の激減、耕作放棄地の増加、森林形態への被害など一因ともなっており、ここ大衡村では、カモシカ、クマ、イノシシ、キツネ、あるいはタヌキ、生息数の半減を目標達成に向け、地域の実情に応じた対策が必要不可欠だと思うところでもあります。

このため、鳥獣被害対策の実施隊の設置の促進、ただいま村長答弁にもございましたが、鋭意準備中という答弁もありますけれども、こういった設置の活動強化、より効率的、効果的な対策を推進する必要性は大であります。これらの鑑みる件からいきましても、近年の居住地や農地、山に出没する農作物の被害状況をどのように把握し、現況へ対策どのように講じているのか、さらにまた今後の対策を改めて問うものでもあります。

また、捕獲見回りに当たっている猟友会の皆さん、費用弁償についてもただいま答弁もありましたけれども、改めて私の観点から問うものでもありますので、真摯なる回答をいただきたいと思います。

今後、猟友会等々に見回り、捕獲を促すために、人材をいろいろ育てていきたいという考えはあるようではありますが、近隣の大和、あるいは丸森、柴田、山沿いに属した自治体では、それぞれ独特な対策を講じられているのも、調査の案件でありますので、2問目以降からご紹介をしながら、質問をしたいと思います。

通告2件目といたしまして、村内全公園活用の費用対効果の検証といたしまして、都市公園万葉クリエートパーク7カ所を含む、条例公園15カ所、そのほかの公園が8カ所ということで、合わせて大衡村には、32カ所の公園が認められている状況にもあります。

こういった公園の維持管理は、年々いろんな材料費、経済的な状況、人権費、あるいは作業受委託の業者さんの積算の環境も異なることから、これらの費用状況がどのようなもので、算出、積算されているのか、改めて問うものでもあります。

また、この公園を利用するの村外、大衡村以外のスポーツ団体、あるいは任意団体諸団体の方々への貸し出しの実績はあるのか。こういったものも含みながら、質問をするところでもあります。

これまで開催されてきました、歩け走ろう大会、これも住民、あるいは学生、ファミリー、そういった住民の方々に体力増進を促すとともに、そしてコミュニケーションという

ような活動的な事業の中で、鋭意、いろいろな会場を変えながらも、現在万葉クリエートパーク地内での大会も運営されておるようであります。既に6回ほどですか、実績がある牛野ダム湖畔公園界限をさらにもう一度利活用させていただいて、アンジュレーションに富んだ、そして景観に優れた環境にも、そして利用される方々も年々ふえてはきておりますけれども、さらに大衡村のこの任意的な公園としても、経費のかからないキャンプを好まれている方、あるいは散策を好まれている方、本当に多くの方が毎週足を運んでおる、あるいはこの時期でありながらも、キャンプをする方々もおるというぐらい、穴場としても知られているこの牛野ダム湖畔公園を利活用、再度していただいて歩け走ろう大会をぜひ新しい観点から、もしくは企業の方なども取り込んで、企業対抗、あるいは隣の自治体でもやっていますが、地区対抗の駅伝大会など、そのようなちょっと工夫をこしらえ、そしてまた主催団体もどうしても村が主体となると、職員の方に負担もかかりますので、体育指導員、あるいはそういうような協会の方々のお力を借りながら、発想とアイデアを変えながら、体力増進に新たな前進をする考えはないのか、この2点についてお尋ねするところであります。よろしくお願いします。

議長（細川運一君）　ここで、休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午前11時56分　休　憩

午後　1時00分　再　開

議長（細川運一君）　休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を行います。村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　小川宗寿議員の一般質問にお答えいたします。

1 問目の鳥獣野生動物被害の現状と対策についてということで、ご質問をいただきました。

1 点目の近年居住地や農地、あるいは山に出没し、米、野菜などの被害状況を把握し、現況への対策をどの程度講じているのか、また今後の対策は検討されているのかとのご質問でございますが、今年度農林建設課に寄せられた被害、特にイノシシによる農地の掘り返しや、食害に関する被害だけで12件ありました。それ以外にも相当数の被害があると聞いており、その都度有害鳥獣駆除隊に連絡をして、くくりわなを仕掛けるなどの対応をし

ていただいているところでございます。

今後も、駆除隊の方々にはご苦勞をおかけすることとなりますが、同様の対応をお願いするとともに、農地の所有者の方々にも侵入防止用電気柵の購入経費の助成事業もありますので、活用していただければと思っております。

次に、2点目の捕獲、見回りに当たっている猟友会への費用弁償は妥当であるかとのご質問ですが、有害鳥獣駆除隊への費用弁償につきましては、村からの直接支給ではなく、大衡村農作物有害鳥獣駆除対策協議会の予算の中から、有害鳥獣駆除対策費として、駆除隊へ支出されているものであります。

近年は特に、イノシシ対策に従事する日数等がふえておることから、駆除隊からは対策費の増額要求があり、今年度は協議会会員の負担金をそれぞれ増額して、予算を確保し、駆除対策費を10万円増の40万円としたところであります。そして、この中から出動した分に充てていただいている状況でございます。

次に、3点目の今後猟友会のほかに見回り捕獲を促すための人材を検討していく考えはあるのかというご質問であります。増加するイノシシ被害を食い止めるためには、駆除やわなの見回り等に従事する人数を多く確保していく必要があるものと認識をしておるところでございます。くくりわなによる捕獲や、捕獲後の銃による差し止めは、わな猟免許や銃猟免許が必要であります。宮城県においても、イノシシ被害の拡大防止のため、免許取得の講習会や、試験の回数をふやす、あるいは地域に出向いての試験の開催も検討していると聞いております。

また、村におきましても、有害鳥獣の駆除のために免許を取得する際の経費についての助成措置を検討しているところであります。先ほどの佐々木春樹議員の質問の中でもお答えしたとおりであります。

イノシシ被害は、地域全体の問題でありますので、地域の方々の協力も必要であると考えております。また、農地維持活動組織の中で、わなの見回り等についても対象活動となっておりますので、来年度以降の活動計画では、くくりわなの見回り等に取り組んでいただき、イノシシの被害を受けない体制をつくってまいりたいと考えております。

なお、全国的にイノシシやニホンジカ等の有害鳥獣による被害が拡大しておることから、そのことから平成24年及び平成26年に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、通称鳥獣保護法と申しますが、の改正や平成19年に成立した鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律、通称鳥獣特措法に

に基づき、有害鳥獣駆除を行う市町村の非常勤特別職員の身分となる鳥獣被害対策実施隊の設置について、平成28年度中の設置に向けて、郡内町村及び宮城県猟友会黒川支部とも連携しながら、検討してまいるとのことになっております。これも、先ほど佐々木春樹議員の質問の中でもお答えもしております。

次に、2問目の村内全公園活用の費用対効果を検証してはどうかということであります。

まず、1点目のそれぞれの管理費用はどのような状況かとの質問でございますが、現在村では、万葉クリエートパークを初めとした都市公園7カ所、大衡中央公園などの条例公園が15カ所、その他の公園が8カ所、合計32カ所の公園を管理しております。議員も把握なされているということであります。

管理費用につきましては、都市公園分として、万葉クリエートパーク及び緑水公園は、指定管理分と公衆トイレ及び駐車場等の管理分として、年間約5,100万円であります。桔梗平自然公園等その他の都市公園は、除草作業等で年間約500万円の経費を要しております。また、大衡中央公園等の条例公園は、植栽管理や除草作業等で年間1,600万円の経費を要している状況となっております。万葉クリエートパークは、村内外から多くの皆様に利用していただきまして、アスレチック遊具や、芝生広場などが大変好評で、もちろんパークゴルフ場を利用者も昨年は7万人を超え、広く県内外からの来場があり、村を代表する施設、観光資源として重要な役割を果たしているところでございます。

また、条例公園等は、地域の身近な公園としてレクリエーションや、コミュニティーづくりの場所となっており、子供たちにとりましても、友だちや家族と一緒に遊べる貴重な場所の1つとなっております。

次に、2点目の村外のスポーツ団体への貸し出し実績についてのご質問でございますが、パークゴルフ場、これにつきましては各種大会等での村外の皆さんの利用の実績がありますが、すけれども、それ以外の公園につきましては、村外団体への貸し出し実績は今のところない状況となっております。

それから、3点目の地域の特色を生かした大会にすべきとのご質問でございますが、歩け走ろう大会でございますね、は、昭和56年に村民グラウンドを会場に開催したのが始まりであったというふうにひもときますと、そういうふうな歴史があると。32回目ということで、本当にこれまでの歴史、そういったものを感じるところであります。開催場所は、平成4年度まで村民グラウンドで11回、村民グラウンドの中で11回やったということであり、それから、平成5年度からは、会場を西部球場に移して、平成10年度まで6回開催

しております。平成11年度からそして議員ご指摘のでありますが、11年度から周辺道路などが整備された牛野ダム湖畔公園に会場を移して、平成16年度まで6回開催しております。平成17年度からは、今の会場となっております万葉クリエートパークに会場を移しての開催となっております。歩け走ろう大会は例年200人以上の方が参加されており、子供から年配の方まで幅広く参加できる大会として、多くの村民に親しまれております。

会場を変更した経緯は、年々参加者がふえ、牛野ダム湖畔公園における駐車場の確保が困難になったり、あるいはまた一般のキャンプや芋煮会などでの利用客がふえ、参加者の安全確保が難しい状況となったため、これらの課題を解消するために、万葉クリエートパークに会場を変更したというふうになっております。村としても、さまざまなイベントの開催場所につきましては、その祭事内容や参加者等を勘案しながら、また開催場所が偏らないような、そんな配慮をしてみたいと思いますので、どうかご理解をお願いするところでございます。

以上で、小川宗寿議員の一般質問、第1問目の答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） ただいまの答弁いただいた内容に、若干の質問、あるいは関連する部分が適当だと思われる部分であれば、村長の見解を伺うところでもありますので、改めて質問をしたいと思います。

まず、鳥獣野生動物被害の状況ということですが、近年このように野生動物の一般民家あるいは農作物に対しての被害を及ぼす現況は、ただいまの答弁であります、27年度の被害は12件ということですが、26年、あるいは25年、ここ二、三年の傾向を見て、被害の件数というものは、執行部側、村当局ではふえてきている要素があるのか、あるいは平年並みの件数だよという理解なのか、その辺をちょっと改めてお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えします。

近年と比べて、ことしふえているのかと、どのような傾向なんだというお話であります。

これは何とも言えませんが、ふえていることは確かだというふうに思います。平年というと、これは役場に連絡があったものということでもありますので、特にことしは連絡が余計あったんじゃないかなというふうに思います。

参考までに申し上げますと、平成23年度は4件、大瓜、上下、そして24年度は1件でした、大瓜下、そして25年度が3件、大瓜上下、26年度、去年は3件でした。大瓜上下で。

ということで、ことしは12件ですから、大瓜上下、駒場となっていますね。ことしは。要するに、村の役場に連絡があったものということでもありますから、その辺は連絡その前には寄こさなかった人もいっぱいいるのかなと。わかりませんので、数字的にはこういう状況であります。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 経年的に23年度からご紹介いただきましたが、件数はこの届けのあったもの、ないものということで、日常時我々当地に住む者としては、クマあるいはイノシシ、そういう鳥獣的なものの確認をしても、適当な追い払い程度で、捕獲なり通報にまでならないケースは、村長おっしゃるとおり、毎度のことなので通報しないという慣例的なものも正直あります。

ただ、家屋敷、農作物に対しての被害が具体的に目に見える、目に余る被害が多くなってきたものが答弁にあるように12件ということではありますが、村長この傾向がいつごろからかというと、イノシシの子供、小さいイノシシなんですけれども、俗にうり坊というんですかね、見ればかわいらしいというような評価もする方もいますけれども、平成21年度に宮城県は仙南地域、丸森を初め白石、角田、蔵王、大河原、村田、柴田、川崎というように、山元、亘理も含む11市町で、町ぐるみ対策ということで、集落ぐるみの鳥獣対策モデル事業が一斉に始まっており、その状況を鑑みたかどうかわかりませんが、大和町で、難波、あるいは吉田地区でこの2年間において、大がかりな事業が対策として行われていますが、これは掌握されていますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私自身は、承知していませんが、担当課長に答弁をさせます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 大和町のほうの対策ですけれども、吉田沢渡地区、こちらのほうに平成26年度に11キロにわたりまして、ワイヤーメッシュの設置をしております。また、平成27年度、今年度ですけれども、宮床の難波地区、こちらのほうで4.5キロメートルのワイヤーメッシュの柵の設置をしたということで、来てございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 確かに今課長答弁のとおり、26年ワイヤーメッシュというものを導入したと。このワイヤーメッシュの購入は国の事業でもありますけれども、いち早くこういう購入事業を施し、場所によっては、補助事業をさらに要望を追加ということで、やって、第

1段階で6,000メートル、約6キロ、それにプラス7,000メートルプラスということで、これが26年度において緊急事業として交付を受けたという沢渡地区一円であります。その翌年27年に、難波地区に、これも同じ補助事業を施しながら、ワイヤーメッシュの今ご案内のとおり4.5キロが設置されました。あくまでも民地、民有地を守るという意味でのワイヤーメッシュの材料費の購入であります。ただ、施工費、要はワイヤーメッシュを建てたり、柵を工事をする部分の労務費は、あくまでも地元の方のボランティアだったり、農地、水維持の関連の方々の評価価格で作業に準じたというような経費の払いもあったように思います。

何を言いたいかといいますと、隣の大和町で追い払い対策としてこのワイヤーメッシュを施されるのであれば、地形から行くと、おのずと大衡村、大瓜地区は隣の町、あるいは村でもありますので、必然とこの頭数の増数の根拠はここにあると私は思うんですが、こういったものから見て、早急に村でもこういう事業の対策等をとる考えがあるのか、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ワイヤーメッシュの設置について、議員もいろいろ情報を収集されて、議員おっしゃるとおり、吉田の沢渡地区、宮床地区の難波地区に合わせて1,000万円ほどかかっているんですかね、これ。ということで、議員おっしゃるとおり、延べメートルにすると、11.5キロになるというふうに思います。それを、もちろんそこでそういった施策をしている、そして入られない、イノシシやら大瓜地区のほうに向かって、ふえてきたのかなということも予想されますが、それは余談の話であります。

そういったことが、大衡でも取り入れられるかどうか、これはいろいろ検討していかなければならないし、そのことによって本当に被害がゼロになったとはちょっと言いがたいんでしょうけれども、抑えられているのか、そういったことも検証しながら、方策としては十分考えられることだなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） いろいろ時間の都合上ありますので、手短に要件、要点でちょっとお尋ね改めてします。

鳥獣被害の防止総合対策交付金ということで、国では既にこの交付金の事例、実例、前例ですね、が施されている中、ハード対策として、侵入防止柵の設備ですか、材料支援、あるいはソフト対策として、この鳥獣対策の実施隊、民間団体とか、そういった方に対す

る教育指導、あるいは研修会、もろもろいろんな事業をやることにメニューを精査することによって、その研修内容にもそれぞれの交付金が出るものと、手元の資料ではうたわれておりますので、早急に鳥獣対策の部分、1問目でもお話ししましたが、全部どうのこうのというのではなく、まず頭数を減らすための防御策として、この早速とした事業の交付を受けたり、政策に取り組む姿勢を改めてご理解をいただきたいと思うところではありますので、この点は追い払い事業の提案ということで、紹介したいと思います。

また、費用弁償であります。今年度の10万円増額ということで、40万円というようにご案内でありましたが、そもそもこの団体、あるいはそういうような有志の方々に対する負担金、協議会の会員の方々に対する負担金、いつごろから30万円あるいは40万円という制定で、ずっとこう横ばいになっているのか。振り返りの部分でデータがあるのであれば、ご紹介したいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） いろいろ40万円ですか、ということですが、実態、いつごろから出ているのかといったことにつきましては、農林建設課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 駆除対策費を先ほど村長の答弁にありましたように、27年度は40万円ということで、昨年度から10万円増額したということでございます。言いかえれば、前年まで30万円ということでございますけれども、ただいまいつから30万円なのかということは、手元にはございませんので、それについては今はわからないということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7番（小川宗寿君） やはり、振り返りながら、今後の対策を打つ、それが事業計画の策定の根拠ともなうと思いますので、現況このように被害が多くなっていることを、重く見て、監視あるいは見回りというような部分に、いろんな呼びかけの方法があるかと思えますけれども、通報があってから対応ではなく、定期的な見回り、わなのしかけ等々についても、ただ資格のある方が操作できるというような限定もありますので、こういった隊員なり協力員の呼びかけを今どの程度まで担当課では検討されているのか、人員の確保等々についての対策などがありましたら、改めてご紹介をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農林建設課長。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） まず人員の確保についてですけれども、28年度中に実施予定の実施隊という、さっき議員の質問にもあったように、それに向けて取り組んでいくということで、その際も人員の確保についてはいろいろ検討が必要だというふうに思っています。

現状で、こういった形になっているかと申しますと、今は猟友会、実施隊、駆除隊ですね、今駆除隊6名の方で、そのうちわなの免許を持っている方、くくりわなの免許を持っている方が、4名ほどでございまして、あと2人は銃猟免許ですかね、持っているという形の6名になってございまして、仕掛けられる方は免許を持っている4名、あとは見回りそのものについては、6名の中で対応していただいているということでございます。実際がそういうことだということでございます。

それを、イノシシの被害も多くなっているということでございますので、村として人員の確保は急務だなということで、考えてございまして、まだ正式なお話ということでなくて、地域の方なんかによく話をするのは、地区のほうでそういった見回りができるような方々を養成していきたいとか、ご協力いただきたいんですけれどもというようなお話を今している段階ということでございまして、それを正式に実施隊に向けて、スケジュールとか、組織立て、そういったものを検討しながら、正式なお話をさせていただくと、そういったような今段階ということでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 早速その辺の前向きに、それも早くスピードを持って、対策を講じていただきたいと思います。今度来る15日ですか、これからの大衡の農業を考える会、その席でもあるいは被害の報告ということで、村では対策どうとっているんだという質問があるかと思っています。もちろんあってしかるべきだと思いますので、その辺に對しましては、地区であれば、生産組合等の組合員の協力など、あるいはそういうような鳥獣被害対策実施隊、この実施隊の隊員になれる資格、年齢とか、あるいはそういうような制限、こういうようなものの国、あるいは県のレベルで、要旨的なものは明らかにされておりますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農林建設課長。

議長（細川運一君） 一応立ってご答弁を願いたいと思います。

村長（萩原達雄君） 農林建設課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 実施隊については、わなを仕掛ける、差しとめする銃の方、そういう免許を持った方は当然必要になってまいりますし、あと見回りをするだけの協力できるようなそういった隊員、人員、そういった方々についても、村長が任命するという形で非常勤特別職の身分となるものでございまして、それ以外のところで、条件といいますか、そういったところについては、今のところ情報は把握してございません。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 有資格者、そういうような身分等々については、まだ検討の段階であるということですが、1 歩踏み込んだことをちょっとお聞きというか、村長に簡単に答弁いただきたいんですが、男性女性問わず、あるいは年齢も問わない、極端な話、小学生とか中学校までではありませんが、地域に生活、日中在宅している方々、男性女性問わず、見守り隊の部分には、性別を問わないという判断、あるいは理解で考えていらっしゃるでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） お答えします。

男女の制限は多分ないのではないかなと私は思っていますけれども、あるいは年齢ですね、年齢の制限も多分ないのではないかなというふうに思っております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） これから検討されることだと思います。もちろん資格を取られる方も、前向きに取ろうと思う方も、やはり警察署の届けあるいは資格を得られるわけでありますから、その辺の人員的な、そしてまた非常勤というような待遇もされるということであれば、その辺の明確なうたいを早急に検討していただくことを強く望みます。

また、男性女性問わないのかという部分については、もう一つの観点がありまして、イノシシなど、あるいはクマもなんですが、残念ながら今ここ宮城は放射能の関係で、屋外での捕獲あるいはそういったものに対しての加工、俗にジビエというような、捕獲したものを肉、あるいはそういったものを鮮度の落ちないうちに冷蔵保存なり、加工保存処理して、販売にまで持っていく事業が国としては認められているんですが、こういう将来的な部分も含めて、女性の参画も必要になってくる場面もあろうかと思っておりますので、その辺十分食肉用の利用の推進なども鑑みながら、その辺の隊員の協力員の明確を明文化していただきたいと思いますが、その辺のお考えだけをちょっとお尋ねしておきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この隊員の資格の明文化というんですか、そういったものに関しては、もちろんこの隊員を任命する場合にはそのとおりにしなければならないというふうには、資格をはっきりさせなければもちろんならないというふうには認識しております。まだ、今その段階でございませんので、順次それが具体化した、具現化する際にぜひそういったものを整備してまいりたいというふうにも思います。

なお、先ほど議員おっしゃるとおり、電気柵じゃなくて、メッシュですか、メッシュですね。メッシュの柵でそういったものが大和町なりでも施されているということでもありますので、ぜひメッシュの導入などにも、前向きに検討もしてまいりたいと思いますし、さらには電気柵いろいろ問題あったわけでもありますから、けれども、電気柵の購入補助金も本村では出しているところでもありますから、そういったものも有効に活用なされて、本当に鳥獣被害の減少に本村としても真っ正面から取り組む必要があるというふうには、考えております。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） その補助事業等も、大衡としても前向きに隣の大和町のほうでも何かこの補助事業に関心を持たれていまして、ハードとソフトの部分に関しては、大衡の別な意味での評価を受けているような意見もありますので、ぜひこの辺も電気柵、こういったものの設置も、ややもすると扱いにくい、あるいは管理しにくいというふうな部分あります。除草作業などで破損してしまうと、それで修理をしなくちゃいけないという部分あったり、施工も高さも制限されるので、落差のある部分にはなかなか設置しにくいなどのリスクもありますけれども、その辺はその辺として、実情追い払い対策として、早急な対策事業をいち早くやっぱり講じていただくことを願うものでもあります。

また、改めまして、村内の全公園の活用状況の費用対効果、やはり本来商売をしている方々は、費用対効果というような言葉にはすごい敏感でありまして、同じ車を維持するにしても、公園を維持するにしても、除草作業、手入れ作業、あるいは修復作業等がつきまとうものでありますが、こういう費用も今度もこの後の会議の席で指名、長期契約の議題も出るようではありますが、今この労務単価なりそういうようなものは、年々村当局のほうでは精査はしていると思うんですが、この予算でまさかとは思いますが、契約請負の価格が基準を持ってされていると思うんですが、査定の部分、公園公園によって査定基準が違うのか、あるいはその効果が得られる技術的な作業がされて執行されているのか、その辺の精査というのは改めてなんですけれども、お尋ねしておきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 人権費なり、そういったことと、それから技術的な問題ということの精査をしているのかと、こういう質問だというふうに思います。人権費等々、あるいはその他の経費とかも大衡村の独自の単価も取り入れておるところもあります。そして、また県のといいますか、国といいますか、そういったところの単価も当然入れているところでありまして、これまでの積算については、これまでどおりのやり方でやっていますが、ただし、諸経費分について全員協議会でも申し上げましたけれども、長年といいますか、原則的に今まで管理運営されてまいったノウハウ、あるいはそれまでの経験ですね、そういったものも踏まえて、熟練されているということでもありますから、新規参入よりもその辺にかかる費用が、軽減されるべきものであるということで、おのおの20%そして40%というふうに、諸経費の部分で加味して減額と言ったらちょっとおかしいんですが、ご協力をいただいていると、こういったことであります。

それから、技術的なものについては、やはりこれも今申し上げましたとおり、これまで継続的にその運営管理に当たってまいられたノウハウ、そういったものが今後新規に入る、仮にですよ、新規に事業を進める業者さんと比べた場合、技術的な面では相当優れたものではないのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） この公園管理については、いろんな事例、事故、あるいは事態が起きているというのは、表面化していない部分もあります。この1点として、大衡城かいわいにおいて、ヤマユリが根こそぎ切られたというような事故もあります。せっかくの景観を守られ、そしてこれまで従事された作業員の方々は、何だと、せっかく大衡城にいい化粧ができていのに、根っこから切ってしまったようだなというような事故なのか、あるいはそういうような除草作業の手順なのかわかりませんが、そういうような、端から見ると残念な事故だと私は思いますので、その報告は公の場でありますけれども、あえて発言させていただくことをお許しをいただきたい。

ただ、業者もいろいろ積算の部分については、頭を悩めていたり、歩掛かりというような部分の積算の部分についても、すごく考慮されている業者の方々がほとんどだと思いますが、やはりそういった部分に万が一のそういうふうな事例、事故があった場合は、早急に対応をとるなり、対策にこういうような対策をしたんだというような報告ができるように、担当課としてはその情報の収集に努めていただきたいと思いますし、今後そういうよ

うな大衡独自、今村長はおっしゃられました。あるいは、県単価でいろいろ積算をしているというお話であります、これは通告にはないんですけれども、契約条例というような公の条例なども大衡でこういうような積算単価的な部分を、求めるよ、決めていくよというようなお考えとか、そういうような条例提案的な部分の発想があるかどうか、1点お尋ねします。

議長（細川運一君） その契約については、通告外でございますので、今のご発言を聞いても、公園の費用管理、費用対効果という観点から関連させて聞くという意味においても、少し発言の度合いが薄いというふうに議長は判断いたします。もし、そのことがもっと聞きたいのであれば、費用対効果の部分に絡めて、今後の方向性をお聞きするようなことも含めて、ご発言を願えれば議長として判断するところはございます。小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 議長の計らいによりまして、改めて。ただ、これは悪意的にとらないでください。これから大衡の財源を健全化に、そしてまた透明化にしていく上で、考えの1つとして、契約条例の制定ということで、公な契約の適正化ということで、人権費あるいは材料費、日程、そもそもそういうような見積的なものを透明化にしてはどうだというような部分が、1つの大前提でもありますし、地域別の最低賃金なり、そういったものを上回るような単価も設定してあげるべきだと思うんです。

震災前は、本当にどの業者の方々においても、下げろ、下げろと、安くしてくれというような一点張りだったように聞こえる事業も過去にあったように聞いておりますので、そういうような公共事業にかかわらず、広く一般的に規定を設けて、そういうような最低賃金などの疎外感がないように、またそれに反するようなことのないように、地方自治法の規定に合った価格設定などがうちつけられるように、条例制定してはどうかというような本来の狙いでありますので、積算根拠からずっとさかのぼって高い、安いからいい、悪いの話をするつもりはございません。行政として、透明化されたもので、そしてまた競争の原理で、いろんな業者さんが努力をしてやっていくというのが1つ。

それから、もう1点、ここで訴えたい部分は……。

議長（細川運一君） 一問一答でございます。費用対効果の村民に対して費用の部分の透明性を図る意味での条約の制定を考慮なされてはいかがかという質問として、議長は受けとめましたので、村長に答弁を求めます。村長。

村長（萩原達雄君） 多岐にわたっての質問であるように、私は捉えます。いろんなご意見、あるいは通告外についても、私は真摯に丁寧な答えているつもりであります。しかし、やっ

ぱり 1 回に何だりかんだり皆聞かれても、わかりません。

積算単価の中で、要するに宮城県の最低賃金というものがありますね。これがたしか 700 何ぼだっけなあ。それはさておいて、その単価よりも下がらないのがもちろん当たり前でありますね。宮城県の最低賃金でありますから。ただ、今政府では安倍総理を初め、時給最低 1,000 円を確保する、本当のアルバイトにしても臨時にしても、最低賃金は 1,000 円以上という設定をしておったようであります。

大衡でも 1,000 円以上にしてほしいなというふうには思いますけれども、とはいっても、そういうふうにすぐなるというものでもございません。その事業者、事業者の業績、あるいは収益に合わせた賃金体系あるんだろうと思います。そういったことで、ブラック企業にというふうなレッテルを張られないような企業になってほしいと思う次第でありますし、そのように行政としても指導してまいりたいと、こんなふう思うところであります。

議長（細川運一君） 通告外の質問をしないように、質問を簡潔にお願いを申し上げます。小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 次に、通告しています公園の貸し出しの実績をお答えいただきました。その中でも敷地内を使つての歩け走ろう大会のマラソンの部分でありました。こういった事例等これまでの経緯をご案内いただいたわけですが、この屋外競技ということで、今は県内ではサッカー人口等々のスポーツ少年、あるいは友好団体ですかね、サークル、フットサル、ハンドボール、ディスクゴルフ、あるいはニュースポーツいろいろあるわけなんです、サッカーなどで大衡からわざわざ隣の大和のほうに通っている子供たちもいるわけですが、こういうような方々が練習する場所がないということで、大衡中学校脇の多目の公園なども場所として見ている。あるいは大衡中学校の中央公園ですか、桜の木を使つてのディスクゴルフなどなど、やはり注目を受けている公園がありながら、申し込みなどがこれからですよ、PR なり公告をした場合、貸し出す考えがあるのかどうか、そういったものを条例に抵触しないのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然そういった貸し出しの申し込みがあった際は、もちろん即答というわけにはいきませんが、検討して当然貸し出しすることには、何ら問題ありません。ただ、議員ご指摘の多目的運動公園ですか、につきましては、多目的運動広場ですね。あれは公園には入っておりません。ので、答弁には入れておかなかったわけではありますが、あれは教育委員会所管の運動施設でございますので、その辺についてはご認識をよろしくお願

したいと思います。

議長（細川運一君） 小川宗寿君。

7 番（小川宗寿君） 過去に長い歴史を持ちましたことしで32回にもなるこの歩け走ろう、俗に言うマラソンですね。大衡の自動車産業企業さんのほうでは、敷地内でマラソン大会をやっているというような事例もあります。その企業の方々の一部の声を聞きますと、自分の会社を出発して、この西部地区である牛野ダムまで走って、往復で競い合いたいというような希望と考えもあるようであります。このように、立地条件にアンジュレーションと景観をすごくやはり私は大事にしている大衡村でありますから、そういうような大会、あるいはこういう牛野ダムかいわいの整備も十分充足されているわけですが、残念ながら冬場であれ、夏場であれ、車の往来が本当に規制されていないものですから、規制制限も設けながら、その敷地内のかかわりをつけて、そういうようなスポーツ大会をやってはどうかというふうに、考える1人ではありますが、まだこの場面も即答はできがたい部分かと思いますが、そういうような歩け走ろう大会をもう1回牛野ダムを取り込んだ景観を大事にしたような、山を、そして自然を豊かにするこの地形から大会が望めないものか、検討していただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これは、基本的には教育委員会の問題といたしますか、でもその最高責任者が今度村長だということでもありますから、いやいや、制度上ですよ、何ら今までと変わりはないんですけれども、さわりだけを述べさせていただきます。トヨタ自動車東日本ですね、の社内での駅伝競走でしたかね、それをやっていました。それを私も実際見えています。ので、その内容的にも大体どういうものかなということもわかっています。

そしてまた、議員が先ほどご案内のとおり、地区対抗のマラソン大会も牛野ダム周辺でできないかというようなお話でもありました。そういったことができるかできないか、そしてまたトヨタの皆さんも本社を出発して、牛野ダムに帰ってくる、そういったものを本当に望んでいるのかどうか、わかりませんが、それはそれとして、ただ交通安全上の問題ももちろんありますし、そういった意味ではどうなのかなというふうに思います。

ただ、村で主催する、教育委員会で主催する歩け走ろう大会につきましては、先ほども答弁したとおり、交通安全対策やら、そしてまた牛野ダムに来られているお客さん、キャンプなどされているお客さん、そういった方々との絡みもあります。いろんな面での安全対策もあります。そういったことで、私は今回クリエートパークでやられている姿を見ま

して、ああ、ここがやっぱり一番いいのかなというふうに私的には判断しているところでありまして、したがって、今後牛野ダム周辺で云々というふうに戻すとか、変えるとか、そういったことは今のところは、今のところですよ、まだ持ち合わせていないということをお願いしておきます。

あと、教育委員会のほうに答弁させます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） 今村長が申したとおりであります。歩け、走ろう大会等、景観を生かした牛野ダム周辺での大会に戻すというお話ですけれども、先ほど答弁ありましたように、駐車場の問題、それから安全性、交通上の安全性です。それから、トイレの問題、それから電源の問題、コースどりの問題、そのほか非常時の救急車等の対応、などを考えますと、やはりクリエートパークのほうが適切ではないだろうかという教育委員会内での話も出ております。決して、したくないとかということではなくて、話し合いをして進めておりまして、じゃあ、済みません。

議長（細川運一君） 続けてください。

教育長（庄子明宏君） さらにそれでは、マラソン大会とか、牛野ダム達子山オリエンテーリング大会とか、あるいは花の杜スキー場歩くスキー大会とか、あるのかなという話もいろいろ出しているんですけれども、例えばマラソン大会をやるにしても、課長に聞いてもらったんですけれども、大郷町で始めました。費用が300万円かかるというふうなことで、歩け走ろう大会のほうは28万円で済んでおりますので、そういった面でも今現在歩け走ろう大会を変えて、別のものを持ってこようという動きはあるんですけれども、まだ結論にはなかなか達してないところであります。

なお、付け足しになるかどうかわかりませんが、ちょうど歩け走ろう大会と大瓜神楽がぶつかるというところがありまして、その辺も一緒に検討していかなければならないところなのかなというふうに思っております。

ここで休憩をいたします。

再開を2時5分といたします。

午後1時54分 休 憩

午後2時05分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順11番、山路澄雄君、登壇願います。

〔11番 山路澄雄君 登壇〕

11番（山路澄雄君） 私は、通告件名2件を出しておりますが、第1点は、村営住宅の老朽化の現状と住民の方々の要望をどう捉えているかという質問でございます。

第2点、村内の交通量が大幅に増加しているが、交通安全対策に住民の声を反映させよと、そういう件名2点通告しております。順番に従って質問いたします。

まずもって、村営住宅の老朽化の現状と、住民の要望をどう捉えているかであります、村内には村営住宅、公営住宅ですね、11棟が存在しますが、各住宅の建築年度を見ますと、現在に至るまでかなりの時間の経過がありますし、さまざまな小規模な改修、大規模な改修が行われていますが、まず建築年度とこれまでの改修の状況を村長に伺います。

次に、各住宅に居住する住民の方々の要望等をどのように把握しているのかという点でございますが、近年老朽化に伴いまして、雨漏り、それから結露による住宅内の湿気がこもって生活できない、押し入れが使用不能であると、さまざまな住民の方々の苦情が出ておりますが、それから各住宅の壁面のクラックですが、かなりひどい状況が見られます。これら補修を必要とする状況、それから住まいされる住民の方々、非常に劣悪な環境となっている状況も見られます。

3点目に先ほど申し上げましたが、壁面のクラックによる漏水が原因で、居住空間に黒カビが発生している事案があります。環境悪化の現状を放置しているのはなぜでしょうか。住民の苦情等にどのように対応されているのか、状況をお聞きます。早急なる対応をなぜとらないのか、大いなる疑問でございます。

1つ目の例が、五反田住宅1号棟1階211号室であります。茶の間の南側天井と、壁面の境の天井と壁の境、2カ所に黒い帯状のしみ、カビですか、約1メートルの長さで発生しております。これは、2階のベランダ部分から雨漏りがして、このような現状になったものと私は判断しておりますが。それから、北東に面した和室、天井周りに黒カビが幅広く出現している。これも、雨漏りが原因かと考える状況であります。

この件について、そこに住まいなさっている方は、このように述べております。3年ぐらい前、苦情を役場に伝えたところ、2階のベランダの防水加工を施工したが、一向に漏水が改善されず、昨年の6月に雨漏りと黒カビが発生していますよと、役場担当課に伝えたそうであります。それで、職員に話を聞いてもらい、何らかの対応をとると、そのような返答があったそうですが、何の対応もその後なかったそうであります。ことしの9月の

大雨でまた雨漏りがあったので、居住者も本人、これは旦那さんですか、役場にわざわざ出向いて、雨漏りの現状を見てもらったことがあるが、その後何の対応もないと。どうなっているのですかと話しに行ったそうですが、課内の職員が担当者が不在であるとのことで、何ら具体的な対応もなく、帰されたというような状況でございます。

その後、役場担当課より、電話があり、今度雨漏りが発生しましたら、連絡をくださいと。夜でもよいですからと、そのような返事があったそうですが、9月の大雨からしばらく時間が経過しております。この間伺ってその状況を見させていただきましたら、物すごい黒カビでありました。そのお宅には幼稚園児の小さいお子さんがおりまして、物すごい喘息で悩んでいるということではありますが、住環境の悪化、カビの発生が幼い子供さんに与える影響は非常に大きいと思います。喘息等へ影響ですか、そういう状況が続いているのに、何ゆえその状況を放置されているのか。明快なる答弁を求めるものであります。

第2点の問題ですが、五反田北住宅1号棟の住民の方ですが、現状は外観上問題はないんですが、本質的な構造に問題がありまして、建築設計ですね、あのアパート、各ブロックの単体を合体させて、建物を構成させているということだそうでございます。1号棟に25年以上住んでいるが、この棟にですね、25年以上住んでいるが、建物の塗装の改修はなかったと。それで、住居のふぐあいの状況ですが、部分的に風呂のクロスがはがれ、これは改修したと。押し入れの湿気が非常に強く、布団を収納できないと。それで、カビの発生がひどいと。それで、押し入れは開けっ放しにしているとそのような状況だそうでございます。

それから、台所の床がふけてきていると、ぶよぶよになっているという状況。室内の居住空間の建具は外して生活していると。それで、1つ最後におっしゃったのは、風呂に換気扇が設置されていないということだそうです。特に、この住居は、結露が激しいと、ひどいと。そういう状況だそうございまして、建築物の構造から来ているものか、それから換気扇等の設備の不備がそのように影響しているのかわかりませんが、とにかくそういう状況であると。この状況を、住民の皆さんでさまざま話はしたいんだけど、なかなか現在の住民の方々、隣同士のコミュニケーションも余りないということです。

このごろ、この住宅、北1号棟の管理人の方がかわられまして、若い人が就任なさったと。環境整備等にいろいろ頑張ってもらっていますが、老朽化が進んでいるさまざま問題点、入居者全員に現状の問題点を役場が直接把握、調査し、把握すべきだとそのようにおっしゃっております。

それから、あと再質問でお伺いしますけれども、次に、第2点、村内の交通量が大幅に増加しているが、交通安全対策に住民の声を反映させよという質問でございますが、まず第1点は国道457号線の横断歩道が五反田北1号棟から伸びる村道が突き当たる大荒地内の大荒字3番地ですか、そこに設置されていますが、皆さんご承知のとおり、国道457号物すごい交通量の増加でありまして、住民の生活に大きな影響を与えております。特に、中学生の通学、登下校に際して、横断歩道を渡ろうとしても、通行車両が停止義務があるんですが、中学生の姿を認めるのが、発見するのがおそいのかどうか、停止義務を無視して、通過する車両が多い現状であります。

私もなるべくそういう生徒が通るときは、とまって歩道の横断を促すんですが、何せ対向車両すごいスピードで突進してきますので、ときどき非常に危険だなと、そのように感じる場面が多いのであります。

夜間において、これは下校時ですが、スムーズな横断ができない状況であります。街灯の整備は、西側、アパート側に設置されてありますが、その明るさも近隣住民への影響からですが、歩行者のあることを視認できない状況もたびたびあります。特に、東側の地点は、コンビニがありますが、コンビニのほうที่明るいときには問題はないんですが、横断歩道の近いところが暗がりになっておりまして、歩行者の確認に苦勞する状況が見られます。

五反田地区の村道大瓜北側線の国道4号線交差点、信号機が設置されておりますが、中学生の自転車通学とコンビニへの買い物のため、出かける地元住民がこの横断歩道を利用する機会が増加しております。

私は、対策としてやはり歩行者横断の安全を確保するには、押しボタン式の信号機を設置するのが最善と考えますが、横断歩道の存在を表示する道路標識の完全なる整備も必要ではないかと考えるわけでございます。

次に、大瓜下地区の村道、大瓜北側線、戦車道路との交差点でございますが、この交差点においては、これまで非常に大きな事故が発生して、地元住民の声を受けて、以前前の議会ですかね、小川宗寿議員が事故防止のために、当該交差点への信号機の設置を要望する旨の一般質問を行いました。が、さまざまな財政的な問題、それから公安委員会の問題、さまざまクリアできなくて、依然信号機の設置の実現を見ておりません。その後も、交通事故が発生し、危険な状況は改善されていないと、先日行われました議会と住民の懇談会で二、三の方から道路改修を含め、交通安全対策を求める要望が出されています。住民との

懇談会のたびに、この問題、信号機やら安全のための道路改修等が要望されます。この件についても、村長の明確なる答弁をいただきたいと思います。

次に、奥田地区における交通安全対策ですが、トヨタ東日本、関連する企業進出により、勤務する従業員の通勤は車によるのがほとんどであると、私は認識をしておりますが、村長もそのような認識であると考えます。

村内の通過車両の急激な増加に対する住民の交通安全対策を急ぐよう、前村長の時代に特に奥田住民の安全に配慮し、対策を充実させるべきと、一般質問を行ったりしましたが、いまだに住民の方々の安全に対する要望に応えていない現状であります。

まず、第1点、奥田地区分館前の交差点の改良ですが、あのような急激なカーブで、見通しが悪いため、通行する双方向の車両を確認するのに、大変苦労するような状況でございます。また、大和町方面から交差点に進入するのも、右方向からの車両を確認するのに、大変苦労しております。地元の方からは、横断歩道の設置要望もあるが、道路改良を実施しなければ、なかなか安全な横断歩道とするのは不可能ではないかと私はそのように見ております。

富県宮城実現のために、県は努力しました。また努力している最中でもあります。急激なる交通環境の悪化により、苦しむのは奥田地区を中心とする衡下も衡中地区も同じでございますが、大衡村地元住民の交通困難な状況を救済するために、大衡村宮城県は、ともに現状を考慮し、共同で道路改修、交通安全対策を行うべきと私は考えますが、村長の明快なる答弁をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 山路澄雄議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1問目の村営住宅の老朽化の現状と、住民の要望をどう捉えるかのご質問でございますが、まず1点目の各住宅の建築年度と、現在に至るまでの改修状況についてのご質問であります。

まず、村が管理している住宅は11棟あります。そして、230戸ございます。そして、公営住宅法による住宅が9棟、俗に言う村営住宅であります。そして、公営住宅法によらない住宅が2棟あります。俗に言う定住促進住宅と申します。

ご質問の建築年度については、五反田北住宅1号棟が昭和54年度、五反田北住宅2号棟

が昭和59年度、そして五反田住宅1号棟が平成2年度、五反田住宅2号棟が平成3年度、五反田住宅3号棟が平成5年度、そして同じく五反田住宅4号棟が平成元年度、これが一番早いんですけれどもね。五反田住宅では。川原住宅1号棟が平成6年度、川原住宅2号棟が平成5年度、川原住宅3号棟が平成7年度となっております。また、定住促進住宅1号棟が平成2年度、定住促進住宅2号棟が平成4年度にそれぞれ建築されているところでございます。

近年の改修状況につきましては、平成21、22年度に五反田北住宅2号棟の屋上防水の局部工事、部分的工事、それから平成26年度に定住促進住宅1号棟ほか、1号棟の外壁改修等、五反田北住宅2号棟屋上の防水及び外壁改修を行っております。そして、平成27年度には、今年度であります、定住促進住宅2号棟の外壁改修を行っております。また、入退去の際には内装、修繕、及び風呂釜の交換などを行い、順次改修を行っているものであります。

次に、2点目と3点目のご質問について、あわせて答えさせていただきます。

まず、現在入居中の方々からの要望等については、随時相談に応じております。大規模改修が必要な事例を除いては、小さい小破修繕等を行っております。しかしながら、豪雨のときなどに雨漏りが発生するケースもあり、建築業者と現地確認をしながら、部分補修で対応している状況ではありますが、カビ等の発生があった場合にも相談していただくよう、周知を図っているところでございます。

村では、建築後20年以上経過している住宅がほとんどでありますので、年次的に屋上防水や、外壁改修工事を進めているところであります。雨漏り等により居住空間に影響を与える現状を鑑みまして、早急な改修が必要であると認識しております。来年度からも、社会資本整備総合交付金を活用しながら、雨漏りが見られる五反田住宅から随時改修していく計画でありますので、ご理解をお願いするものでございます。

次に、2問目の村内の交通量が大幅に増加しているということであります。それで、交通安全対策に住民の声を反映させるべきだというご質問でございます。

もちろん山路議員仰せのとおりであります、村内の交通量は、従来の通過車両に加え、企業の進出などによって、年々増加傾向にあるということでありまして、これは本当に議員諸兄も同じ認識だろうというふうに思っているところであります。関連する交通安全対策の重要性を深く認識しているところであります。

とりわけ、信号機については、交通量等の状況を考慮しながら、宮城県公安委員会が設

置しており、毎年設置及び改修の要望調査が行われております。大衡村においては、その要望の1つとして、平成26年度に県道大衡駒場線と県道石巻鹿島台大衡線の駒場地区、戸口交差点に信号機が設置されたところであります。その要望が結実、実を結んで、駒場の戸口の交差点、信号機が設置されました。という経緯があるわけであります。

1点目のご質問の内容、国道457を横断する信号機の設置につきましては、小中学校児童生徒の通学時の安全を確保するとの観点から、平成26年度に策定した大衡村通学路交通安全プログラムにおいて、信号機設置の対策が必要な箇所として、位置づけておりました。大和警察署と合同での現地確認においては、しかしながら交差点部や新規改良路線に対して、優先順位が低いという評価を受けたところでございました。なので、信号機の設置の実現はまだまだ遠いと言わざるを得ないわけであります。

しかしながら、小中学校に限らず、住民の皆さんが457号を安全に横断するための信号機設置を初めとする安全対策は必要だというふうに村側としては考えておりますので、先ほど申し上げた毎年の要望に加えるとともに、大和警察署とも連携を図って要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の大瓜下地区についてのご質問ですが、近年の交通量の増加や、大型車の通行等を考えて、今年度及び来年度に村道大瓜北側線と村道中島沓掛線の交差点への信号機設置の要望をしております。しておりますが、これも先ほどの優先順位といたしますか、いろいろ信号機、宮城県に信号機の設置要望が年々増加しているということで、本当に残念であります。設置につきましては、まだ未定です。村では、そのことによって交通事故、本当に危ないということを、地元の人からももちろん、あるいは皆さんから言われておまして、村では今年度、この先一時停止ありといった注意喚起の看板の設置、そして区画線を、注意をするような区画線の再線引きをしたところでありまして、そういった対策を講じております。引き続き、安全確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

次に、3点目の奥田地区における交通安全対策についてのご質問であります。県道大衡駒場線は、大衡字団子沢から、奥田字中沢区間の工事が中断されている、今といたしますか、ずっと中断されたままになっております。こともあって、朝夕はもとより日中でも第1並びに第2仙台北部工業団地に位置している企業の従業員の車両や、物流のトラックなどにより、交通量は著しく増加しており、特に夕方は北堰スタンドの前の信号から、竹ノ内方面へ長蛇にわたり車両が連なる、そういった状態が発生しておるところでございます。

宮城県では、衡下地区の歩道設置を初め、交通安全対策を講じているところではございますけれども、奥田地区内を初め片側歩道となっている区間もまだあるわけでありまして、場所によっては道路を横断する必要のある箇所に横断歩道のない状態となっておりますので、なお一層の安全対策を講じていただくよう、県に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

また、交通量の増加により、車両の物損事故もこの路線では年に数件ほど、以上もありますかね、数件発生しており、大半は通勤途中の、通勤あるいは帰宅の事故であるということをお伺っております。このような状況から、村では春、秋の交通安全運動期間中における街頭指導の場所を、今般、近年駒場から工業団地内の交差点に移動しての交通安全啓発活動や、交通安全指導員による広報活動などを実施しているところであります。

また、仙台北部工業団地に立地している企業で組織されております大栄会の総会などの際に、従業員に対しての安全運転指導をよろしくお願いをしております。会社として従業員に対して、いろいろご指導くださいねとこういったことも要請しているところであります。交通事故を1件でも減らすことは、全ての村民が望むところでもあり、先ほど申し上げた点に加え、村として実施できるものがあるか、沿線にお住まいの方からご意見をいただきながら、大和署の交通課、警察署ともそういった関係機関と連携しながら、交通安全活動を行ってまいりたいと考える次第であります。

大衡村もおかげさまでやっと死亡事故ゼロ、11月29日に迎えまして、翌30日に県警本部長より祝辞を頂戴いたしたところであります。しかしながら、けさ、三本木境の　　の近くで、何やら死亡事故があったんじゃないかというニュース、私の耳に入ってきました。それで、私も朝に救急車が行ったものですから、ええと思いました。よくよく確かめてみましたところ、またこれも未確認ではありますが、何か大崎市と大衡の境のあたりではあるんですが、どうやら大崎市のほうだと、こういうことで、死亡事故ゼロが本当にあれ途切れたのかやと思いながら、心配したんですが、どうやら途切れないで済みそうだとすることを皆さんにご報告を申し上げながら、山路議員の質問の第1問に対する答弁とさせていただきます。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　それでは、個別の問題で詳しく質問をしたいと思います。

五反田住宅1号棟1階211号室の件でございますが、住民の方から、現状に対する不満と苦情が出されておりました、これは3年前から始まっているということですが、どのよ

うな対応をなされたか、まずお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この件につきましては、農林建設課長に答弁をいたさせます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 私のほうで受けております、認識してございますのは、雨漏りがありますよという連絡を受けておりまして、それを見に行ったということでございますけれども、そのときには雨が降っていないときに、雨がにじんできたといえますか、そういったような形跡があったということでございまして、実際雨水が漏れているといえますか、流れている状況が確認できなかったということがございまして、そのときに雨が降ってにじんでいる状態、そういったものがあったときにご連絡をいただきたいというお話をして、そのときは戻ったということでございます。

その後、質問の中にもございましたけれども、旦那さんのほうが役場のほうにいられてきて、そういった対応どうなっているんだというお話をされたということでございましたけれども、よくよくお聞きしますと、職員が行って対応したときには、奥さんのほうにそういった現場の対応といえますか、お話を聞いて現場を見せていただいたと。そのときに連絡をくださいということも奥さんのほうにお話はしていたんだということでございましたけれども、その辺がうまく通じていなかったのかなということで、旦那さんが役場にいられた後に行き、旦那さんのほうにもそういったことで、漏れている状況が見受けられるときに、再度連絡をいただいけませんかということで了解をいただいたということでございました。きょうですね……、（「（聴取不能）」の声あり）そこですか。

議長（細川運一君） 議長を通してご発言を願います。（「議長、質問を短くやりますので、答弁を求めます」の声あり）起立してのご発言をお願い申し上げます。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） それでは、質問します。

この事案、最初に住民の方から苦情等申し入れがあったのは、何年何月何日だったか、記録として残っていますか、とどめていますか、まずそれを伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 私のところにある記録では、27年の4月下旬ということでの報告から来ております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） ご本人は、二、三年前に役場に行ったところ、来て見てもらったと。それで、25年の対応に五反田 1 号棟漏水調査 7 万 4,850 円と数字が載っていますが、この調査に当たった金額ではないのですか。どうですか、

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） ただいまその詳細、工事の内容の詳細といえますか、調査の内容は今持ち合わせてございませんので、その辺については後で報告したいと思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 一般質問、こちらもしさまざま問題のないように精査しながら、質問書を出しておりまして、なるべく通知しない項目については質問しないようにしているんですが、この25年の五反田 1 号棟漏水調査と、すぐ担当職員に当たって該当する工事、どの棟で、1 号棟ですからね、どの場所であったか、確認してください。お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 25年の漏水調査につきましては、五反田 1 号棟の屋上の漏れの調査ということでございます。

議長（細川運一君） 事実確認の部分については、課長に直接答弁させるようにしたいと思いますけれども、村長、質問してよろしいでしょうか。

村長（萩原達雄君） よろしく申し上げます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 課長の答弁では、27年 4 月最初だったとおっしゃっていますが、27年というのはもうことしですよ。お住まいの方、家族の方、奥さんもですが、二、三年前にちゃんと役場にきちんと見てください、調査してくださいとお願いしたと言っているんですよ。課長に調査事項、住民要望、決裁として上がっていないんですか。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 手元の資料では、27年の 4 月となっております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） その住民の方が嘘をついて、訴えてくるような人ではございません。それで、きちんと27年の4月、現場に行って室内の状況は確認されましたか。確認に当たった職員は誰ですか。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 担当の浅野主任だと思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） その現場確認の報告書は、課長はごらんになっていますか、報告書の決裁はなさっていますか。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 確かな記憶ちょっとございませんけれども、行ったときの報告については写真をつけて、回しますので、それは見たということになっていると思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） その写真と、それから文書による報告等を確認して、課長はどのように認識されましたか。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） まず、雨漏りの状況が漏れている、流れているといえますか、にじんでいる状況が余りはっきり写らない場合がございますので、それで対応を待ってといえますか、その状況を確認するために、ちょっと待っているといえますか、報告、連絡をしていただくのを待っているということで、報告を受けていると思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 室内の天井に真っ黒いカビが帯状に発生しております。それから、南東の寝室には、物すごい、幅広い黒いしみ、カビが発生しております。雨漏りの現場を見なければ、確認しなければ、何とも手を打たないのが大衡村役場担当課なんですか。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 経緯の中で先ほど言いませんでしたが、けさも本人、今回旦那さんのほうからご連絡がございまして、朝にまた見に行ってください。それは前からお願いしていた雨漏りが漏れているような状況のときに連絡くださいということで、ご連絡がありまして、見に行ってみまして、そのときにも写真を撮ってきて、まだ報告書という形ではきょう議会ですからなっていないかもしれませんが、写真を見る限りでは先ほど山路議員がおっしゃったように、カビが発生している状況、それも私も確認しましたので、これにつ

いて業者のほうにどういった対策ができるのかというのを、今段取りをする最中ということでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大筋では2年ぐらい前に発生したんだと、黒カビがずっと出ているんだという、住民の方の訴えは間違いないと、そのように感じます。課長も実際伺って、黒いカビがあったということですから。五反田住宅1号棟の現状、外観等、課長、きちんと見ましたか。議長が直接課長でいいと言ったんですから、質問。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 五反田の1号棟ということでございますよね。五反田1号棟のほうは、屋根の関係もありますので、見ております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 五反田1号棟の外観等見まして、建設課長どのように感じたか、現状をご報告願います。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 住宅の長寿命計画をつくっておりますけれども、そのときの報告にもあるとおり、改修が必要な状態だという形では見てございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 具体的な説明がないんですか、時間も経過していきますので、質問します。

五反田住宅1号棟、壁面にクラックが非常に長く走っているところもあります。平成3年に建築された住宅、平成1年ですか。とにかくあの辺の住宅の中で一番壁面のクラックが目立つんですね。ということはやはり内部構造、外部構造ですか、に大分ひびが入っているんじゃないかと。それで、いわゆる1号棟の住民の方ですから、2階のほうから漏水が始まってきている。南側の上部はベランダですから、2階の方の。その辺の雨漏り対策、防水対策がきちんとできていない状況であると、そのように私は認識しました。

それから、南東面は壁面のクラックによって、常時雨漏りが続いているんだろうとそのように感じますが、あの幅の広さは物すごいですね。課長もごらんになったと思いますが、あれをいつまで放置しておくんですか。補助金がついたら、改修プログラムに組み入れるとそんな悠長なことを言っている場合ですか、どうですか。

議長（細川運一君） 村長、答弁を願います。

村長（萩原達雄君） 五反田北1号棟じゃなくて、五反田1号棟ですか。その辺ははっきり、五

反田1です、北じゃないのね。ああ、そうですか。とにかく20年以上経ております。経過しております、建築後。なので、その原因というものを議員おっしゃるとおり、クラックが原因であれば、クラック等々も調査しまして、早急に対策を講じるというふうにしたいとは思っております。

ただ、しかしそういった場合でも、いろいろ関係機関とも調整しながらということになりますので、じゃあきょう言ったからあしたからなるのかというお話でもございませんので、その辺はご理解のほど賜りたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 農業高校出身で、ずっと農業に従事してまして、建築と建設と余りよくわからないんですけども、図書館に行くときちんとかいう本があるんですね。雨漏り、結露の解決策とか。さまざま現在の住宅の問題点が、雨漏り漏水であるとか、認識するわけですが、少額の予算で独自予算ですぐ対応できる事案ではないかと思うんですが、村長いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういった図書、私もよくわかりません。今、何か注入したり、そういったことで、瞬時にとは言いませんが、そういった工法も多分あるんだろうと思っています。このクラックに樹脂材を注入したり、そういったこともあるんだろうと今思っておるところであります。

これは、方法でありまして、ただこれまで本当に何年にもわたってそういった苦情があったにもかかわらず、対処がおくれたといったことにつきましては、私もそういったことについては、常々住民の皆さんのために自分たちが働いているんだということを忘れるなということで、指示をしております。でありますから、そういったことを十分に浸透させて、そして住民の皆さんがどういうことでお困りなのか、もちろんすぐ解決できるものと、解決できないもの、当然あるわけでありますから、そういったことも加味しながら、住民の皆さんの要望、負託に応えてまいりたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長の明快な答弁をいただきましたので、余り追求はしたくはないんですが、もう一つだけ言わせてください。五反田北住宅の問題ですけれども、あの住宅は4つのブロックか何かを組み合わせで建てたんだという、特殊な建築法で建てたんだと、その建て方に問題があったのかどうか、かなり結露は多いし、換気が悪い状況であるからでし

ょうか。布団もしまうことができないとそうに言っていますし、床面も大分ふやけてがさがさになって、盛り上がっている状況があると。ただ、あそこの住宅の管理人の方、今度かわられたそうで、若い方が就任されたそうで、環境面の整備等は大変立派にやってもらっているというそのようなことでした。

それで、私は住宅団地の方のコミュニケーション、住民同士のコミュニケーションがなかなかとれないので、隣のうちではどういう問題を抱えているかよくわからないというんですね。私だけ1人悩んでいるのかもしれないと。やはり、住民全体の問題として当てるには、住宅管理に携わる方々の意識とか、そういう問題が必要ではないかと思うんですが、お伺いします。

大衡村で職員の中から住宅管理者、村長の部下として住宅の状況を把握する役目の方、何という職名ですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 職員のですか。住宅監理員ですかね、あります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） その方は、農林建設課だと思うんですが、どなたがなさっていますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 私が管理員という形になってございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 管理員たる課長にお伺いしますが、課長の仕事は仕事、管理員として仕事をなさっていますが、住宅の住民の方々と直接接納されて、住宅管理人ですか、この方の任命、非常に大事でございます。五反田1号棟の問題、それから五反田北1号棟、ここは一生懸命管理人の方働いているそうです。五反田1号棟のほうの管理人の方にどう話せばいいか、なかなかコミュニケーションができていないと、そういう状況が見られますので、住宅管理人の選定、住民の方々と若い世代の方々と十分なコミュニケーションができて、その棟ごとの現状を把握できるような人をきちんと任命する時代ではないかと、そのように考えますが、村長いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住宅管理の補助員ですかね、各棟でもないか、川原は1人ですかね。あと

は各棟でもないですけれども、五反田北であれば、北１、北２にそれぞれおられますし、あと五反田住宅にも１人ですかね。川原にも１人ということで、おられます。

そういった方々がいろいろ直接自分が管理するわけではございませんけれども、いろんなその、いわば棟全体が町内会だとすれば、町内会長的な形で、活動されておられるんじゃないのかなと私なりに思っているところであります。

したがいまして、住民の皆さんと親しくというのはちょっと語弊あるかもしれませんが、要件の中身によっては、コミュニケーションがとりやすい人がやったほうが、それは当然いいのは、議員おっしゃるとおりでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大衡村村営住宅条例第67条法第33条第１項の規定に基づき、村営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、村営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるため、住宅管理人を置くと。住宅管理人というのは、非常に大事な仕事であります。村長答弁のとおり、村営住宅管理人は村長が職員のうちから任命するとなっています。村長は、村営住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができるとそのように67条に明記されております。

さて、住宅管理人は、村営住宅管理委員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告と入居者との連絡の事務を行うと。そのようにおっしゃっています。非常に大事な仕事をなさることが住宅管理人でございます。この住宅管理人制度を住民の方々とコミュニケーションが十分できるような方々を村長の責任で任命していただくことが大事ではないかとそのように考えますが、いかがですか。簡潔に。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住宅監理員は、農林建設課長でございます。管理補助員ですよ。管理員は課長でしょう。管理人ですか。管理人ね。はい、そうです。もちろんそのとおりでございまして、居住されている方々といろんな意味で、いろんなことで指導もしたり、あるいは協力をいただいたり、そういったことが必要でありますから、そういったことに精通した、適切な人と言ったらおかしいんですが、そういう人になっていただくのがもちろんそうですが、ただそれを村長が任命するということになると、少々違和感はあるところあります。住民の中から自主的に選んでいただければいいのかなとこんなふうにも思うところあります。ただ、村長が任命しろというのであれば、任命せざるを得ないわけですが、そういうことであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村営住宅等に入居なさっている方々は、何か非常に自己主張が少ないわけでございます。私たち村にも迷惑かけるような状況だと、そういう立派な方が多いんですね。それで、なかなか不満が表に出て来ない面があります。住宅監理員足る農林建設課長、大衡村の管理すべき住宅、村営住宅等、一度きちんと住民の方々、どのような不便さを感じ、どのような中で生活しているのか、確認する必要があると思いませんか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 課長のほうから答弁させたいと思います。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） まさに住宅監理員という形で、私は職務になってございますので、今までの対応がなかなか行き届いていなかったということは、真摯に受けとめて、反省しながら、ぜひお住まいの方々との要望を出していただきやすいようなといいますか、そういった体制もつくりながら、今後対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 住宅監理員と管理人の違いであります。管理の管ももちろん違っております。違うわけであります。課長は、全般的な全体的な住宅の監理、管理といっても、たけかんむりの管ではなくて、監察の監であります。それで、要するに住宅全体のいろんな意味での例えば改修やら、そういったことやらを全般的に監理するということでありまして、俗に言う管理人的な管理の意味ではないと私は理解しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） そういうことでなく、立場立場で責任はあるんですから、きちんと仕事をしてもらいたいと思うわけでございます。

時間がないので、交通安全に係る問題で、1つだけ声を大きくして言いたいんですが、457の五反田地内の横断歩道に対する信号機の設置、これは緊急の非常に大事な施策ではないかと思うわけです。あの辺の住民の方々、かなり使うんですね、夜間も日中も。それで、中学校に通学される生徒諸君のため、それから近隣のあの辺のアパート住民、それから地域住民の安全のため、信号機の早急なる設置を求めるものであります。

あと、答弁は要りません。あと1つだけ、私は述べておきたいと思います。大衡村は交通安全対策会議条例というものがございしますが、当然村長も理解していると思いますが、

この会議、会長は村長をもって充てると。それで、そのほかの委員は、国の関係地方行政職員のうちから村長が任命するものと、宮城県の部内の職員のうちから村長が任命すると。宮城県警察の警察官のうちから村長が任命するものと、部内の職員のうちから村長が任命するもの、教育委員会の教育長、これらの人をもって構成するんですが、大衡村交通安全対策基本法、失礼しました、これは国のほうですね。

議長（細川運一君） 山路議員、簡潔にお願いします。

11番（山路澄雄君） はい。交通安全対策基本法、昭和45年法律第110号の第18条の規定により、地方自治法138条4第3項の規定に基づき大衡村交通安全対策会議を設置すると条例で定めておりますが、この会議開かれていますか、どうですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 開かれています。

議長（細川運一君） これで、一般質問を終わります。

日程第3 同意第4号 大衡村教育委員会教育委員の任命について

議長（細川運一君） 日程第3、同意第4号、大衡村教育委員会教育委員の任命についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（高橋 遥君） 同意第4号、大衡村教育委員会教育委員の任命について。

本村教育委員会教育委員を下記のとおり任命したい。

よって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住 所 大衡村奥田字羽前場9番地

氏 名 高橋 健正

生年月日 昭和23年3月9日

平成27年12月10日提出

大衡村長 萩 原 達 雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 同意第４号、教育委員の任命についての提案理由をご説明申し上げます。

教育委員の高橋健正氏が、今月15日をもって、任期満了ということになりますので、引き続き高橋健正氏を選任いたしたく、ご提案をいたすものでございます。

高橋健正氏は、昭和23年３月９日生まれの67歳であります。平成23年12月に教育委員に就任し、平成24年10月からは教育委員長として、さらには平成27年10月からは地方教育行政法の改正により、教育長職務代行者として本村の学校教育はもちろんのこと、社会教育を含めた教育行政全般にわたる振興、そして発展にご尽力をいただいていたところであります。

温厚誠実で信望も厚く、１期４年間の教育行政の実績と経験を踏まえ、本村教育委員の最適任者として任命をいたしたく存じますので、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります。

議長（細川運一君） 本案は人事案件でありますので、質疑・討論は行わず、直ちに採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

これより、同意第４号、教育委員会教育委員の任命についてを採決いたします。

この採決は、会議規則第80条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

議長（細川運一君） ただいま表決権を有する出席議員は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（細川運一君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。賛否を表明しない票、すなわち白票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第82条の規定により否とみなします。

投票用紙の配付漏れ、ありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

議長（細川運一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じ、順次投票願います。

〔点 呼〕

〔投 票〕

議長（細川運一君） 投票漏れありませんか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

直ちに開票を行います。10番遠藤昌一君、11番山路澄雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（細川運一君） 投票の結果を報告します。

投票総数 1 3 票

有効票 1 3 票

無効票 0 票

です。

有効票のうち

賛成 1 2 票

反対 1 票

以上のとおり、賛成多数です。したがって、高橋健正君の大衡村教育委員会教育委員の任命について、同意することを決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を 3 時30分といたします。

午後 3 時 1 8 分 休 憩

午後 3 時 3 0 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの山路澄雄君の一般質問について、村長より発言の申し出がございますので、こ

れを許します。村長。

村長（萩原達雄君） 文句はございません。先ほど山路議員のほうから大衡村交通安全対策会議を開催しているのかというお話でありました。私はしていますと言いました。私の勘違いといたしますか、解釈違いとでも言ったほうがいいのでしょうか。

この大衡村交通安全対策会議そのものは、やっておりません。ですが、大衡村交通事故防止対策推進協議会というものがあまして、その会議を年2回ほど開催しているということであります。訂正しておわびを申し上げます。

議長（細川運一君） 以上でございます。

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（細川運一君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（高橋 遥君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

記

住 所 大衡村大瓜字八幡36番地

氏 名 中川 さき子

生年月日 昭和30年9月13日

平成27年12月10日提出

大衡村長 萩 原 達 雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を説明させていただきます。

人権擁護委員4名のうち、平成28年3月31日付で3年間の任期が満了し、退任される1名の委員の後任候補者として、大瓜下地区の中川さき子氏を推薦いたすものであります。

中川さき子氏は、昭和30年9月13日生まれの60歳の方であります。中川氏は昭和51年に宮城福祉事業団に入職されて以来、平成18年に退職されるまでの30年間、障害福祉業務に携わられて来られました。また、平成22年4月から現在まで、村の保健活動推進委員、そして平成26年4月からは、大衡村社会福祉協議会の第三者委員を引き受けていただくなど、本村の保健衛生並びに、社会福祉向上に多大なるご尽力をいただいているところでございます。

温厚で豊富な見識と、誠実な人柄から信望も厚く、人権擁護委員候補者の最適任者として推薦いたしたく存じますので、何とぞお認めを賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（細川運一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、討論は行わず、直ちに採決いたします。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。

したがって、これより、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案の被推薦者である中川さき子君を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって諮問の中川さき子君を適任として答申することに決定をいたしました。

日程第5 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

〔財産の取得について〕

議長（細川運一） 日程第5、議案第72号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは議案書 5 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

議案第72号別紙、財産の取得について。

1、土地の所在地、種別、数量

所在地 大衡村大衡字尾西、地番 40番46、地目 田、買収面積255.52、以下ページをめくっていただきまして、7 ページ、一番最後が大衡村大衡字山崎54番、田 0.25、合わせまして108筆、買収面積7344.65平方メートルとなっております。

2、買収の目的 尾西中山線改良舗装事業用地

3、買収の方法 随意契約

4、買収予定価格 2,219万178円

次のページをお開き願います。

5、買収の相手方 黒川郡大衡村大衡字中山 8 番地 赤坂和男外34名、全地権者数が35名となっております。

専決日が平成27年10月23日となっております。

こちらにつきましては、5,000平方メートルを超える財産の取得でありますので、議決案件となりますけれども、9月議会前に用地交渉を完了し、9月定例会で提案する予定でございましたけれども、用地交渉につきまして一部変更が生じてございまして、定例会のほうに提案できなかったという経緯がございます。

10月に入りましてから、用地の確定がございましたけれども、抵当権、権利関係、相続関係、未相続の登記関係、そういったことを進める必要があること、また国の社会資本整備総合交付金の補助事業でありますので、3月末までに所有権移転等の登記事務を全部、登記と支払いを終了する、こういった必要がございましたので、登記等の手続を進めるスケジュールの関係もございますので、10月23日付で専決処分をしたものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

〔平成27年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（細川運一） 日程第6、議案第73号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。財政課長。

財政課長（早坂勝伸君） それでは、議案第73号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページごらんいただきたいと思います。

平成27年度大衡村一般会計補正予算（専決第1号）

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億5,963万9,000円とするものでございます。

専決日につきましては、9月25日でございます。

続きまして、事項別明細でご説明を申し上げます。6 ページごらんいただきたいと思います。

まず歳入でございます。19款2項1目財政調整基金繰入金3,000万円の増でございます。

続きまして歳出でございます。10款1項1目農林施設災害復旧総務費1,180万円の増でございます。13節委託料1,000万円につきましては、農地等災害復旧関係の測量設計委託、7節、14節、16節につきましては、応急復旧対応経費でございます。2項1目公共土木施設災害復旧総務費2,000万円の増でございます。13節委託料につきましては1,500万円でございます。道路等災害復旧に係ります測量設計分でございます。7節14節、16節につきましては応急復旧対応の経費でございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

13款1項1目予備費180万円の減でございます。調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成27年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（細川運一） 日程第 7、議案第74号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。財政課長。

財政課長（早坂勝伸君） それでは、議案第74号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページごらんいただきたいと思います。

平成27年度大衡村一般会計補正予算（専決第 2 号）でございます。

第 1 条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億9,644万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,607万9,000円とするものでございます。

第 2 条につきましては、地方債の補正でございます。

専決日につきましては、10月23日でございます。

4 ページごらんいただきたいと思います。

第 2 表地方債の補正でございます。今回追加といたしまして、災害復旧事業債限度額 4,640万円でございます。

続きまして、事項別明細でご説明を申し上げます。7 ページごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。15款 2 項 4 目土木費国庫補助金8,004万円の増でございます。災害復旧関係の補助金でございます、公共土木施設災害復旧事業関係であります。補助率につきましては、3分の2でございます。

19款 2 項 1 目財政調整基金繰入金7,000万円。

22款 1 項 3 目災害復旧債4,640万円の増でございます。

続きまして、歳出でございます。2 款 1 項 5 目財産管理費70万円の増でございます。普通財産関係の災害復旧対応経費でございます。7 款 4 項 3 目下水道費58万2,000円の増でございます。28節でございますけれども、下水道会計の操出金分でございます。

10款 1 項 1 目農林施設災害復旧総務費5,885万2,000円の増でございます。13節についま

しては、設計関係の委託料でございます。7節、14節、次のページになります。16節につきましては、応急復旧対応の経費でございます。19節補助金関係でありますけれども、農地等小災害復旧事業に対しまして、補助金を計上しているものでございます。2項1目公共土木施設災害復旧総務費1億3,380万円の増でございます。13節につきましては、測量設計関係の委託料でございます。15節工事請負費1億3,000万円、道路並びに河川の災害復旧工事補助事業分並びに起債単独分それぞれの工事請負費でございます。7節、14節、16節につきましては応急復旧対応経費でございます。

13款1項1目予備費250万6,000円の増でございます。調整によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第75号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成27年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について〕

議長（細川運一） 日程第8、議案第75号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 議案第75号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成27年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）です。

第1条は、歳入歳出予算の補正についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,334万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,273万1,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正について、定めたものでございます。

専決日は、平成27年10月23日でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。地方債の補正についてでございます。

災害復旧事業債といたしまして、今回新たに限度額320万円を追加するものでございます。

次に、事項別明細書でご説明申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございます。1款1項1目下水道事業負担金99万6,000円、3節工事負担金といたしまして、糸繰ポンプ場の災害復旧に対する大和町からの負担金となっております。

3款1項1目下水道事業国庫補助金856万5,000円です。こちらは、糸繰ポンプ場及び一本木ポンプ場の2カ所の災害復旧に係る工事費に対する補助金となっております、補助率は66.7%となっております。

4款1項1目一般会計繰入金58万2,000円、歳入歳出の調整によるものとなっております。

7款1項2目災害復旧事業債320万円、工事費から国庫補助金を差し引いた分に充当するものでございます。

次に、8ページ、歳出についてでございます。

1款1項2目管渠管理費1,334万3,000円、主なものといたしまして15節工事請負費1,300万円、糸繰ポンプ場と、一本木ポンプ場の2カ所の災害復旧の工事費に当たります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第76号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第76号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の

制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書16ページをお開き願います。

議案第76号別紙で内容をご説明申し上げます。

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称番号法が制定されたことに伴い、法第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供についての規定を定めるものでございます。

第1条から第3条については、この条例の趣旨、用語の意義、村の責務を定めるもので、第4条の個人番号の利用範囲につきましては、独自利用を行う事務、独自利用事務の庁内連携を番号法に定められた事務に係る庁内連携について規定するもので、17ページをお開きいただきまして、別表第1に独自利用を行う事務を掲げ、18ページの別表第2の庁内連携を行う事務を上げております。

17ページに戻っていただきまして、第5条の特定個人情報の提供についてでございますが、番号法で特定個人情報の提供について制限がされておりますが、法第19条第9号に基づき条例で定めることにより、特定個人情報の提供を認めるものでございます。この特定個人情報の提供につきましては、18ページの別表第3に掲げております。

施行日につきましては、平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上ご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第77号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第77号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書21ページでございますが、議案第77号別紙、こちらが整備条例本文でございますが、内容につきましては別冊の新旧対照表でご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお開き願います。

さきの条例案に関連するもので、番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に伴い、関連のある条例の一部改正をあわせて整備するものでございます。

第1条による改正で、大衡村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正でございます。印鑑の登録申請を行う際の本人確認のために提示を求めるものでございますが、第5条第3項第1号中の字句の訂正と、個人番号等を加える改正でございます。

2ページ、3ページの第2条並びに第3条による改正の新旧対照表でございますが、大衡村介護保険条例の一部改正でございまして、保険料の徴収猶予、減免の申請の際に個人番号の記載を行うことで、理由を証明する書類が省略されるものでございます。

施行日につきましては、平成28年1月1日から施行となりますが、第3条につきましては平成29年1月1日からの施行となります。

以上、概略説明になりましたが、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） マイナンバーの条例関係でありますけれども、今新聞、テレビ等でもいろいろ話題にはなっていることですが、まず大衡村で今まだ手元にナンバーがいない方というのはいるものなのか。そして、今の議案でいくと、個人番号カードの場合は、今来ている番号表に写真を添付してそのカードをつくる、そのカードのことだと思うんですけども、その辺の内容をやはりなかなか理解できない方もいるかと思いますので、必要になるであろう方に対する対応とか、そういったところをどのように取り扱っているのか、お伺いしたい。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君）　ご質問は通知カードと個人番号カードの違いをどのように周知されているかというご質問でよろしかったでしょうか。

現在通知カードが皆様のお宅に配送になりまして、まだ届いていないですとか、あと通知カードについての取り扱いについての問い合わせは、連日窓口のほうで対応いたしております。その際に、お問い合わせのありました方につきましては、現在通知カードについては、大切に保管していただくようにお話し申し上げております。個人番号カードにつきましては、国のほうでも強制的に個人番号カードを申請していただくものではないと言っておりますので、個人番号カードにつきましては、免許証、パスポート等の顔写真のある身分証明書にかわるものがお持ちでない場合には、個人番号カードが身分証明書になりますというご説明をさせていただいております。

議長（細川運一君）　佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君）　1 点だけ、手元に届く場合に、簡易書留で来ていますので、それが期限が切れた場合に、各自治体に戻っているというふうなことも報道されていますが、そういった実態は大衡村にはございますか。

議長（細川運一君）　住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君）　大衡村でもやはり預かりの期限切れまして、住民税務課のほうに届いております。件数としましては、11月28日ごろからこちら役場のほうに届いております。12月5日現在までで64件ほどございましたが、そのうち6件、こちらからご連絡を差し上げて、住民税務課窓口のほうでお受け取りいただいておりますので、12月5日現在まででは、58件ということで預かっております。

議長（細川運一君）　ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1　議案第 7 8 号　平成 2 7 年 9 月関東・東北豪雨による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の制定について

議長（細川運一君）　日程第11、議案第78号、平成27年9月関東・東北豪雨による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の制定についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案書23ページをお開き願います。

議案第78号別紙で内容をご説明申し上げます。

ことし9月10日から11日にかけて発生しました平成27年9月関東・東北豪雨による災害で被害に遭われた方に対し、村民税、固定資産税、国民健康保険税の減免を行うために制定するものでございます。

減免の内容につきましては、平成27年度課税分のうち、災害の発生した以降に納期限を迎えるものが、主な対象となります。

第2条の村民税の減免につきましては、村民税の納税義務者が、災害により生活保護法による生活扶助を受けることとなったときは、全部、地方税法で規定する障害となったときは、10分の9を減免するものとし、次のページ、24ページをお開きいただきまして、納税義務者の居住する住宅につき、災害により受けた損害の程度が床上、床下浸水となったもので、合計所得金額が1,000万円以下である者に対し、減免割合を規定するものでございます。

第3条の固定資産税の減免につきましては、土地、家屋、償却資産ごとの損害の程度により減免割合を規定してございます。

25ページをお開き願います。

第4条の国民健康保険税の減免につきましては、村民税と同様の減免割合となっており、減免の申請につきましては、平成28年3月31日までとし、施行日は公布の日から施行し、平成27年9月10日から適用するものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第79号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第12、議案第79号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それでは、28ページごらんいただきたいと思います。

議案第79号別紙でご説明申し上げます。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、附則第5条関係、そちらのほうに表の記載がございます。その改正を行うものでございます。

この第5条につきましては、他の法令による給付との調整の規定となっているものでございます。まず、第1項の表につきましては、傷病補償、障害補償、遺族補償の各年金につきまして、それぞれの法律により支給される障害年金等の区分ごとに調整率を定めているものでございます。

30ページごらんいただきたいと思います。

30ページは、第2項の関係でありますけれども、第2項につきましては、休業補償の額につきまして、障害年金等の区分ごとに調整率を定めたものとなっているものでございます。今回の改正でありますけれども、年金一元化法の施行に伴いまして、関係する政令が9月30日付で公布されたことによりまして、表中の規定を改正するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項につきましては、施行期日の関係でございます。公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2項から第4項までは、経過措置の規定となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第80号 大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第13、議案第80号、大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） 議案書33ページから37ページまでの議案第80号別紙の改正条文中でございますが、ご説明の前に恐れ入りますが、訂正をお願いしたい箇所がございます。

議案書36ページの附則の上段の第2条条分でございます。この第2条の4行目、第36条の2第9項とございますが、こちら第9項を第8項に訂正をお願いいたします。申しわけございません。よろしくお願いいたします。

それでは、改正条例の説明を、新旧対照表にてさせていただきます。

新旧対照表9ページをお開き願います。

今回の改正条例は、第1条の大衡村税条例の一部改正と、第2条の大衡村税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

初めに、第1条による改正の趣旨でございますが、平成26年度税制改正において、国税の猶予制度の見直しが行われ、これを受けて平成27年度税制改正において、地方税の猶予制度についても見直しが行われました。徴収及び看過の猶予等について、条例を定めることとされたものでございます。改正案の第8条は、徴収猶予に係る分割納付について、規定でございます。

10ページをお開き願います。

第9条は、徴収猶予の申請手続の規定となり、申請書の記載事項、添付書類等を定めるものでございます。

12ページをお開き願います。

第10条は、職権による看過の猶予についての規定でございますが、分割納付や、必要と認める場合に提出を求める書類等について、定めるものでございます。

次のページをお開き願います。

第11条は、申請による看過の猶予を定めるものでございます。

続いて、15ページをお開き願います。

第12条は、徴収、看過の猶予の担保の徴収基準を定めるものでございます。第13条から17条について削除とするもので、18条につきましては、字句訂正でございます。

続きまして、16ページお開き願います。

第2条による改正の新旧対照表でございますが、こちらの改正は5月の臨時議会におきまして、専決処分の承認をいただいた大衡村税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございますが、番号法に伴う文言の見直しを施行日前に改正するものでございます。

施行日は、平成28年4月1日からとするものでございますが、第2条の改正規定につきましては、公布の日からとするものでございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第81号 大衡村農地及び農業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部
を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第14、議案第81号、大衡村農地及び農業用施設災害復旧工事分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは、説明申し上げます。

新旧対照表の19ページのほうでご説明を申し上げます。これにつきましては、今般の豪雨災害に係る災害に係ります分担金を徴収するための改正でございます。現行は、平成14年の台風6号の災害となっておりまして、これにつきましては今般の平成27年9月10日から11日発生、平成27年9月関東・東北豪雨災害復旧事業と改めるものでございます。

前回の対象につきましては、工事ごとという形をとってございましたけれども、今般につきましては査定の途中ということもございまして、工事名が確定しないということから、速やかに着手できるように、事業名という形で今回は改正をさせていただいてございます。

説明については以上でございます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第82号 大衡村と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項の規定
に関する機関の事務の委託に関する協議について

議長（細川運一君） 日程第15、議案第82号、大衡村と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項の規定に関する機関の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 41ページ、議案第82号別紙ごらんいただきたいと思います。

まず、規約関係の説明をさせていただきたいと思います。この規約につきましては、大衡村と宮城県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の事務の委託に関する規約となっているものでございます。

第1条につきましては、第三者機関の事務委託の規定で、村は宮城県に事務を委託するものとするものでございます。

第2条につきましては、委託事務の管理及び執行方法に関する規定でございまして、事務等につきましては、宮城県条例等の定めにより執行するものとするものでございます。

第3条につきましては、委託事務経費の負担に関する規定でございまして、事務処理に関する経費につきましては、村が負担するものとするものでございます。

第4条につきましては、補則の規定となっております。

附則といたしまして、施行日につきましては、平成28年4月1日からでございます。

以上が、規約の関係でございまして、今回の規約制定の経緯をご説明したいと思います。

この点につきましては、行政不服審査法の改正によりまして、行政処分に係ります不服申し立て制度が全面的に見直しされているものでございます。処分長が行う採決の公平性を確保するため、採決を諮問する第三者機関として、行政不服審査会が設置することに伴いまして、大衡村が宮城県に行政不服審査会の事務を委託することについて、地方自治法の規定に基づき、先ほど説明申し上げました規約をもとに、宮城県との協議を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、県内におきましては、現時点におきまして30の市町村で宮城県に事務を委託する予定となっているものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第83号 万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定について

議長（細川運一君） 日程第16、議案第83号、万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 議案書42ページごらんいただきたいと思います。

議案第83号万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、次のとおり万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、指定管理者を指定する公の施設につきましては、万葉クリエートパーク33.4ヘクタール及び緑水公園2.0ヘクタールの2つの公園になります。

2、指定管理者の所在地及び名称につきましては、黒川郡大衡村松の平3丁目4番34号株式会社万葉まちづくりセンターになります。

3、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から、平成33年3月31日までの5年間にあります。ございます。

指定管理者の選定にあたりましては、大衡村の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書きに基づきまして、公募によらない募集としております。万葉まちづくりセンターにつきましては、これまで同公園を11年間管理した実績があり、この中で、管理ノウハウ等を習得し、創意工夫による利用者への良質なサービスの提供に努めた結果、利用者から好評を得ていること、また業務の効率化に取り組むなど、経済的な管理を行い、管理料の軽減が図られており、村負担軽減につながっていることから、公募によらない募集とし、選定したものでございます。

指定管理期間につきましては、指定管理者のノウハウを活用し、一定の成果を得るため、また質の高いサービスを安定的、継続的に提供するためには、ある一定の期間が必要と判断したもので、宮城県など同様な公園施設でも5年間としていることから、この公園についても5年間としたものでございます。

指定管理の業務内容につきましては、パークゴルフ場の管理運営と、クリエートパークその他施設の維持管理、そして緑水公園の維持管理となっており、管理の水準につきましては安定したサービスを提供できるよう、また、安全な利用が図られるようこれまでと同等の管理水準を保つための業務の内容、業務量の設定をしたものでございます。

以上簡単ですが、説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 5年間の債務負担行為2億、済みません、やり直します。

万葉クリエートパーク他1公園の指定管理という議題でございますが、これから5年間の契約を定めるわけでございますが、質問をしたいと思います。

万葉まちづくりセンター、現在の現時点の取締役役員ですね、役職員の氏名、把握していればお聞きしたいと思います。

それから、万葉まちづくりセンター第三セクター設立の際、650万円の村の財政負担で第三セクターとして始まったわけでございますが、村長に伺いますが、第三セクターの最大の出資者として、これまでの第三セクターの万葉まちづくりセンターの運営状況、どのように感じられているか、まずお伺いします。2点お伺いします。

議長（細川運一君）　今まちづくりセンターの役職員というご質問ございましたけれども、それはクリエートパークの指定管理者の指定をすることに関して、どのようなお考えでそのような情報を求められるかということも含めて、その部分について、ご発言を願いたいというふうに思います。（「よくわからない」の声あり）指定管理についての質疑でございます。それに対しては、今山路澄雄議員の質問の中に、役職員の氏名を求めることがございましたので、それは指定に関してどのような必要性を持って、情報を求めているのかということをご発言なさっていただきたいというふうに思います。

11番（山路澄雄君）　高額の契約金によって、これから5年間指定管理者として万葉まちづくりセンターに契約するか、しないか、議決の次第でございますが、非常に大事な問題でございます。それは、大衡村が出資して65%の最大の発言権を有する村民の代表として、それは村長が兼ねるわけですが、私たち議員もその中の人事構成等、経営陣がどうなっているのか、聞くのは当然の責務だと思います。以上です。

議長（細川運一君）　総務課長。

総務課長（早坂勝伸君）　代表取締役につきましては、早坂繁利氏、常務取締役鈴木和信氏、あと取締役遠藤シュウイチ氏、キクチカズオ氏、以上4名でございます。

議長（細川運一君）　村長。答弁願います。

村長（萩原達雄君）　私の今万葉まちづくりセンターに委託している業務について、どう思っているのかという質問でいいのでしょうか。（「状況とか、株主総会とか……」の声あり）まだ株主総会に出席しておりませんので、その辺についてはちょっとわかりかねるところが大であります。総じて村のそういった施設の管理運営を委託しているわけですが、良好な管理のもとに運営といいますか、運営管理をされている者と認識をしておるところであります。

議長（細川運一君）　答弁漏れございませんでしたか。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　第三セクター、万葉まちづくりセンターですが、非常に高額な大衡村の指定管理者として、大きな事業を運営なさっていますが、現在の監査委員、外部監査制度を取り入れていないんですけれども、今後村長の考えとして、外部監査制度を導入したほうが私はいいのではないかなと思うんですが、村長の考えはいかがですか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　外部監査制度と申しますと、例えばどういうものなのか、よく理解が今言われまして、どういうものか理解ができないということで、もっと詳しくお知らせ願いた

いと思います。

議長（細川運一君） 2 問目として、発言を認めます。山路澄雄君。

11 番（山路澄雄君） いわゆる事業主体の健全な経営、それからさまざまな資金繰り、それから決算状況を把握するために、村内の方々、事務経験者、学識経験者を採用していると思うんですけども、それにかかわらず、外部の公平中立な方に監査をお願いして、今後なお一層公平な事業、公明な事業が推進できるように図れないかという問いかけでございます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ただいまの質問であります、万葉まちづくりセンター、第三セクターという位置づけであると私も認識をしておるところであります、株式会社万葉まちづくりセンターということでございまして、外部監査制度を導入してはどうかというのは、多分私の推論になりますが、山路議員は村側のほうで外部監査人をもって、中身を監査したらどうかということなのか、それとも万葉まちづくりセンターで外部監査人を設けて監査をすると、こういう意味なのか、この 2 つの言い方、多分後者だと思います。

それは、万葉まちづくりセンターの運営上の考え方による、委ねることになりますので、行政側として、行政といいますか、村側として、それを導入しなさいというようなことは、なじまないのではないかなとこんなふうに今認識しているところであります。

議長（細川運一君） 今度で 3 問目です。山路澄雄君。

11 番（山路澄雄君） 隣の県の山形ですが、モンテディオ山形というサッカーチームがありますね。そのサッカーチームの社長を吉村知事の鶴の一声で、交代させたという事案が新聞紙上ににぎわせておりますが、モンテディオ山形の山形県からの出資状況はよく定かではございませんが、大衡村の村長、65%を出資している最大株主として、株主総会等に望んだ際、やはり大きな発言権を持っていると思うんですよ。モンテディオ山形というのはどのような形態なのかわかりませんが、多分山形県出身の民間のスポーツ団体ですね。その社長を知事が更迭させるという、そういうこともきちんとやっているんですね。だから、村長の考えが大きく万葉まちづくりセンターに反映することができると、そのように理解しますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員の認識のとおりだと私も思っております。でいいんですか。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） この指定管理について、全員協議会を開いた際に、るる説明ございまし

たけれども、今議会の議案として、この項目で足りているのかというのをちょっと確認したいんですけれども、やはり全協でる説明ありましたが、業務内容なり、金額なりお示しするほうがよろしいんじゃないかと思いますので、その辺ご説明願います。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 説明不足でございました。

金額につきましては、後ほどの議案の中で債務負担行為の設定の中で、提案させていただくことになりますので、業務内容についてももう少し詳細にご説明をさせていただきたいと思います。

業務の内容につきましては、まずパークゴルフ場の交流館の管理費といたしまして、受付業務等に関すること、そしてあと芝管理等に関することがございます。あと、クリエートパーク及び緑水公園の維持管理といたしましては、同じく開園、閉園の作業、鍵の開け閉めに関すること、あと毎日の巡視清掃に関すること、それとあと公園内の各植栽関係の剪定、施肥、消毒等に関すること、あとその他の除草の業務に関すること、そして遊具の点検業務に関すること、それと万葉大衡館の隣にあります都市公園の駐車場の管理に関すること、そして万葉大衡館の隣にあります公衆トイレの管理、清掃等に関することが業務の内容となっております。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） まちづくり公社の現在の役員はお伺いしました。それで、職員体制として今村として、正規の職員なり、あるいは臨時職としてどのぐらいの人間が登録、あるいは働いているかという点がおわかりでしたら、お知らせいただけたらと思います。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 少々お待ちください。

まちづくりセンターの社員の方に関する部門としてなんですけれども、万葉の森を管理する部分といたしまして、5名の方、村の指定管理関係、体育施設を管理している西部球場ですとか、多目的運動を管理する方として2名の方、処理場、加美北沢処理場を管理する方として4名の方、それとあと全般的な除草業務に関する方として10名の方、それとあと大衡児童館を管理する方として5名の方、ふるさと美術館を管理する方として2名の方、大衡城青少年交流館を管理する方として5名の方、浄化槽管理業務をする方として4名の方、それと大衡万葉館を管理する方として12名の方、万葉茶屋を管理する方として6名の方、それと点検業務を行う方として3名の方というような形で、申請書の中では報告をさ

れております。ただ、こちらの資料によりますと、各施設について重複して管理する方等もあるということで、曜日等いろいろ調整して人員の配置をされているというふうに伺っております。以上です。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今の中で、パークゴルフ場については入っていないんですが、それらについてはないわけですか。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 万葉クリエートパーク、パークゴルフ場を含めまして、パークゴルフ場で4名の方、芝管理部門といたしまして10名の方がいるというふうに報告受けています。

議長（細川運一君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 万葉まちづくりセンター、債務負担行為議題となっておりますが、先ほど現在の経営陣の各役職の氏名を伺いましたが、現在前副村長の早坂シゲトシ氏が社長として経営の実験を握っているわけでございますが、以前にも萩原村長には、私は進言いたしました。早坂前副村長には、いわゆる公的な役職から一切退いていただいて、後身に道を譲り、これからの大衡村を見守ってほしいと考えておったのですが、依然として万葉まちづくりセンターのトップとして、これに残られているわけでございますが、大衡村の不祥事です、連続していますが、発端となりました水道会計の横領事件について、いわゆるこの事件、トップとナンバー2の責任は非常に大きいと思います。特に長年役場職員として勤務なされ、最後には総務課長まで勤め上げられた方が、きちんとした行政のあり方、地方自治体の指導者のあり方、それらを示すことなく、今日の大衡村の混乱を招いた最大の原因は、私は副村長にあると思います。

その方が平然として、未だに多額の大衡村の税を投入する指定管理者、その長の座に居座っていることは、到底私は認めることはできません。村長も英断をもって、更迭すべきところであるのですが、なかなか決断も難しいようですが、私は1議員として、村民の負託を受けた1人として、早坂社長がこのまま社長職にとどまったとすれば、この私は指定管理者の相手先として、認めるわけにはいかないのをございまして、よって反対として、村民の方々の声なき声を代弁したいと思います。

以上でございます。

議長（細川運一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

直ちに採決をいたします。この採決は起立によって行います。

議案第83号、万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（細川運一君） 起立多数です。したがって、本議案第83号、万葉クリエートパーク他1公園の指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第84号 村道路線の認定について

議長（細川運一君） 日程第17、議案第84号、村道路線の認定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは、議案第84号、村道路線の認定についてのご説明を申し上げます。

議案第84号説明資料をもとにご説明を申し上げます。

路線番号179、路線名塩浪団地線、起点大衡村中央平13番地先、終点大衡村大衡字平林11番3地先となっております。

こちらの路線につきましては、現在造成工事を行っております仮称塩浪地区住宅団地内の道路整備に伴いまして、村道の認定を行うというものでございます。

幅員については、車道6メートル、延長が1,372メートルとなっております。こちらを新たに今後の整備に向けまして、認定をするというものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。齋藤一郎君。

5 番（齋藤一郎君） 今課長のほうから路線認定の説明をいただきましたけれども、現道にこの団地線5カ所接しておりますけれども、その起終点の考え方をお願いいたします。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） こちらは団地の路線図といいますか、これを見ていただくとわか

るとおり、西側から東側まで団地内を真っすぐといいますか、そういった形で通る路線、それを一括で路線認定するという形になってございまして、起点終点について、どちらからということは特に規定はございませんが、大きな通りであります奥田工業団地西線、こちらのほう起点としたということでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5 番（齋藤一郎君） 大きいからという話です。

議長（細川運一君） マイクを寄せてください。

5 番（齋藤一郎君） 今課長の説明の中で、幅員 6 メーターというお話で承ったんですけれども、この図面を見ると 1 カ所路線の中の 1 カ所だけ幅員が狭いところも同じようにあるんですけれども、これはどういう捉え方でこの幅員が狭いのか、その辺の考え方をお知らせ願います。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 失礼いたしました。先ほどの説明から抜けましたが、この細い部分、真ん中のところに縦に走っている路線がございますけれども、ここは車道部ということではなくて、歩道部です。歩道になりまして 4 メーターの幅員で延長が 75 メートル、この部分が補足表示されているところでございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5 番（齋藤一郎君） ここは歩道ということだそうですが、これは消防車の乗り入れなんかは可能なんでしょうか。消防法はクリアしなくてもいい路線なのでしょうか、その辺を教えてください。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 消防関係等そういった法律につきましては、車道部の 6 メーター部分、そういったものをクリアしているということで、この車道部は 4 メーターということになってございます。4 メーター部分は、そちらの消防法等の適応外といいますか、とってございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 85 号 村道路線の変更について

議長（細川運一君） 日程第18、議案第85号、村道路線の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） それでは、議案第85号、村道路線の変更についてご説明申し上げます。

説明につきましては、議案第85号説明資料でご説明をさせていただきます。

これにつきましては、終点の変更となりますけれども、路線番号178、路線名五反田4号線、変更前の終点が大衡村大衡字五反田4番118地先、変更後の終点が大衡村大衡字五反田4番134地先となっているものでございます。

こちらの変更につきましては、五反田4号線につきましては、希望台の団地10区画の整備に合わせて整備された道路でありますけれども、希望台の4号線の奥に4区画の新たな団地整備がございまして、そちらまで路線を延長することによって、この路線の変更が生じたものでございます。

延長される部分の延長につきましては、16.7メートルとなってございまして、図面に示した黄色い部分、ここの部分が新たに加わる部分ということでございます。

説明については、以上でございます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 86 号 平成 27 年度大衡村一般会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第19、議案第86号、平成27年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。財政課長。

財政課長（早坂勝伸君） 議案第86号別紙でご説明を申し上げます。

1 ページ、ごらんいただきたいと思います。

平成27年度大衡村一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,385万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億1,993万3,000円とするものでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正でございます。

第3条につきましては、地方債の補正でございます。

続きまして、6 ページ、ごらんいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為の補正でございます。追加でございます。

1 件目、広報おおひら印刷業務、期間が平成28年度、限度額325万円でございます。2 件目、予防接種委託、期間が平成28年度限度額につきましては記載のとおりでございます。3 件目、妊婦乳児健康診査委託、平成28年度でございます。4 件目、平成27年度大衡村農業災害対策資金利子補給金、期間が平成28年度から34年度まで、限度額は記載のとおりでございます。万葉クリエートパーク指定管理料、平成28年度から平成32年度まで、限度額2億5,500万円、万葉のびのび子育て支援事業、平成28年度から29年度まで、限度額は記載のとおりであります。スクールバス運行業務委託平成28年度から29年度まで、限度額1,160万円。合計で7件でございます。

続きまして、7 ページごらんいただきたいと思います。

まず、地方債の補正でありますけれども、追加でございます。教育債でございますけれども1,910万円でございます。

次に、2 の変更であります。道路橋梁整備事業債2,060万円から1,470万円に590万円減額するものでございます。尾西中山線並びに橋梁点検修繕関係分でございます。

辺地対策事業債、9,640万円から8,730万円に910万円の減とするものでございます。大瓜南側線分でございます。合計といたしましては、3億3,230万円から3億3,640万円と410万円増額となるものでございます。

続きまして、事項別明細でご説明を申し上げます。

10ページごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目村民税の個人でございます。2,000万円の増でございます。2 項 1 目固定資産税 1 億円の増。これにつきましては、いずれも徴収見込により補正を行ってございます。

9 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金60万6,000円の減。

10款 1 項 1 目地方特例交付金117万円の増、いずれも交付額の確定によるものでございます。

11款 1 項 1 目地方交付税5,700万円の増でございます。説明にありますように、特別交付税分で震災復興特別交付税でございます。

13款 2 項 1 目農林水産業費分担金118万2,000円の増でございます。農地等災害復旧に係ります受益者分担金でございます。

15款 1 項 1 目民生費国庫負担金694万4,000円の増でございます。2 節障害者福祉費負担金155万2,000円の増、3 節児童福祉費負担金498万円の増、4 節児童手当負担金41万2,000円の増、いずれも変更申請による増額でございます。

2 項 1 目民生費国庫補助金 9 万1,000円の増、選挙人名簿システム改修に係ります補助金分でございます。

2 目民生費国庫補助金21万8,000円の増でございます。地域生活支援事業費補助金分でございます。

次のページお開き願います。

4 目土木費国庫補助金632万5,000円の減でございます。社会資本整備総合交付金分でございます。事業確定によるものでございます。

5 目教育費国庫補助金970万5,000円の増でございます。2 節中学校費補助金967万1,000円の増、これにつきましては、中学校高度天井改修部に係る補助分でございます。3 節幼稚園費補助金 3 万4,000円の増、幼稚園就園奨励費の補助分でございます。

6 目特定防衛施設周辺整備調整交付金2,643万1,000円の増でございます。起債 2 事業分でございます。

16款 1 項 1 目民生費県負担金327万2,000円の減でございます。2 節障害者福祉費負担金77万6,000円、4 節児童福祉費負担金415万円の減、5 節児童手当県負担金10万2,000円の増、変更申請によるものでございます。

2 項 2 目民生費県補助金570万1,000円の増でございます。1 節社会福祉費補助金30万7,000円の増、心身障害者医療費関係でございます。2 節児童福祉費補助金528万5,000円の増、記載 2 件分でございます。3 節障害者総合支援費補助金10万9,000円の増でございます。

4 目農林水産業費県補助金8,041万9,000円の増でございます。農業費補助金関係でありますけれども、4 件ほどございます。上の 2 件につきましては、額の確定によるものでございます。農地等災害復旧事業費補助金8,005万5,000円を計上してございます。担い手経営発展支援事業費補助金60万円につきましては、法人化等に対する支援ということで、2 経営体分でございます。

3 項 1 目総務費県委託金240万3,000円の減でございます。4 節統計調査費調査委託金7,000円の減、記載 3 件分でございます。6 節選挙費委託金239万6,000円の減でございます。宮城県議会議員一般選挙分でございます。

18款 1 項 1 目一般寄附金 9 万9,000円の増。1 件分でございます。

19款 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 億円の減。

次のページごらんいただきたいと思います。

5 目赤水处理施設維持管理基金繰入金690万8,000円の増、これにつきましては、排水処理施設災害復旧事業へ充当しております。

9 目大衡村東日本大震災復興基金繰入金93万2,000万円の増でございます。災害対策総務費へ充当しているものでございます。

10目特定防衛施設周辺調整交付金事業基金繰入金5,550万円の増でございます。塩浪地区住宅団地整備事業関係の事業へ充当してございます。

21款 4 項 1 目雑入 6 万円の増でございます。1 節の保健衛生費手数料10万5,000円の減、狂犬病関連の予防注射料分でございます。

4 節雑入8,000円の減、牛野ダム関連であります。6 節損害保険金17万3,000円の増、施設損害保険金でございます。オナシ堰分でございます。

22款 1 項 1 目土木債1,500万円の減、道路債でございます。記載 3 件分でございます。

4 目教育債1,910万円の増、大衡中学校講堂改修事業に充当するものでございます。

続きまして歳出、16ページからになります。

1 款 1 項 1 目議会費48万6,000円の増でございます。18節でございますけれども、議場放送設備の制御用パソコンの更新を行うものでございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費1,021万1,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

3 目財政管理費30万円の増でございます。11節消耗品費につきましては、事務用の消耗品費分の増でございます。

6 目企画費2,708万3,000円の増でございます。3 節につきましては人件費の補正でございます。8 節から19節につきましては、事業確定によるものでございます。

25節積立金でございます。2,843万1,000円、球場交付金を基金へ積み立てするものでございます。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。

2 項 1 目税務総務費18万4,000円の増、人件費の補正でございます。

4 項 3 目宮城県議会議員一般選挙費290万3,000円の減、確定による減額でございます。

5 項 2 目指定統計調査費 1 万1,000円の減、統計調査関係の交付額確定による予算の組みかえ等でございます。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 財政課長、一旦説明を休止願います。

お諮りします。日程にある審議が全部終わらないため、全部が終わるまで、会議時間を延長します。会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、日程の全部が終わるまで会議時間を延長いたします。

財政課長、説明を続けてください。

財政課長（早坂勝伸君） それでは、20ページごらんいただきたいと思います。

3 款 1 項 1 目社会福祉総務費42万9,000円の増でございます。人件費の補正並びに修繕料につきましては福祉バス分でございます。

3 目老人福祉費271万1,000円の増でございます。19節につきましては、広域連合への負担金確定によるものでございます。28節につきましては、介護保険並びに後期高齢の2つの特別会計に対しましての操出金でございます。

4 目障害者福祉費410万円の増でございます。13節委託料22万円につきましては、訪問入浴サービス事業分の委託料でございます。20節扶助費388万円につきましては、記載の4件分でございます。

5 目福祉センター管理費 4 万9,000円の減でございます。人件費の補正並びに事業確定

による減でございます。

2 項 1 目児童福祉総務費112万円の増でございます。13節委託料につきましては、国保の委託料関係でございます。20節につきましては、医療費関係の増を行っております。

2 目児童措置費62万円の増でございます。20節扶助費でございまして、児童手当の増分でございます。

3 目母子福祉費13万4,000円の増でございます。20節医療費関係の増でございます。

5 目児童保育費1,825万円の増でございます。13節でありますけれども、2,011万5,000円、こども園施設運営委託料の増でございます。

6 目児童福祉費127万6,000円の増でございます。13節並びに20節いずれも利用者の増によるものでございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費18万4,000円の増でございます。人件費の補正でございます。

2 目母子保健費176万4,000円の増でございます。これにつきましては赤ちゃん誕生サポート事業、これの制度改正に伴うものでございまして、11節につきましては支援券の印刷、あと13節につきましては、委託料利用者の増を見込むものでございます。

3 目予防費40万9,000円の減でございます。事業完了による減でございます。

4 目環境衛生費69万円の減、戸別合併処理浄化槽会計繰出金の減でございます。

5 款 1 項 1 目農業委員会費 2 万9,000円の増でございます。9 節といたしまして、研修旅費等を計上しております。

2 目農業総務費につきましては、財源の入れかえでございます。

3 目農業振興費73万4,000円の増でございます。補助金といたしまして、記載 4 件分でございます。

5 目農地費 1 万円の増、11節でありますけれども、一文字ダム電気料の増でございます。

6 款 1 項 1 目商工総務費101万5,000円の減、人権費の補正並びに事業収入に伴う減額を行うものでございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

7 款 1 項 1 目土木総務費10万3,000円の増でございます。人件費の補正並びに職員旅費の補正でございます。

2 項 1 目道路維持費1,200万円の増でございます。13節でありますけれども、これにつ

きましては、除雪並びに融雪作業にかかります委託料を計上しているものでございます。

2 目道路新設改良費30万円の増でございます。記載の5事業分でございます、予算の組みかえを行っているものでございます。

3 目橋梁維持費につきましては、財源の入れかえを行うものでございます。

3 項1 目河川総務費3,280万円の増でございます。工事請負費として塩浪地区住宅整備事業関連の分を計上してございます。

4 項1 目都市計画総務費、18万円の増、人件費の補正でございます。

2 目公園費2,800万円の増でございます。塩浪地区宅地造成関連でありまして、緑地整備に係ります工事請負費の計上でございます。

3 目下水道費1,041万1,000円の減でございます。下水道会計への繰出金の減でございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

5 項1 目住宅管理費396万円の増、修繕料といたしまして住宅退去に伴います修繕料を計上してございます。

2 目定住促進住宅管理費7万5,000円の増でございます。人件費の補正並びに11節につきましては、水道料でございます。

8 款1 項4 目災害対策費93万3,000円の増でございます。補助金の増でございます、これにつきましては、東日本大震災復興基金を活用しまして、地区集会所へヘルメット並びに反射チョッキ購入のための補助金を計上してございます。

9 款1 項2 目事務局費106万9,000円の増でございます。19節につきましては、私立幼稚園就園奨励費の補助金の増でございます。

2 項1 目学校管理費、小学校の学校管理費であります。41万8,000円の増でございます。人件費の補正並びに11節につきましては、電気料の増でございます。

3 項中学校費1 目学校管理費2,996万4,000円の増でございます。人件費の補正並びに11節につきましては、事務用の消耗品、灯油、コピーカウンター料、13節につきましては工事監理の業務委託、15節2,808万円、工事請負費でございますけれども、講堂天井改修に係ります工事請負費を計上してございます。

2 目教育振興費35万円の増です。12節につきましては、ピアノの移動並びに調律、14節は暖房機の借り上げ料でございます。

次のページごらんいただきたいと思います。

4 項 1 目社会教育総務費 3 万7,000円の減、事業終了に伴います減でございます。

2 目公民館費12万4,000円の増、人件費並びに事業終了に伴います減額補正でございます。なお、11節につきましては新年会開催に係ります経費を計上してございます。

3 目コミュニティー推進費51万5,000円の増でございます。人権費の補正並びに19節につきましては、水道加入金分でございます。

5 目万葉研修センター管理費14万3,000円の増でございます。

6 目美術館管理費、22万円の減、事業終了によります減でございます。

5 項 1 目保健体育総務費20万7,000円の減でございます。事業終了による減でございます。

2 目体育施設管理費18万4,000円の減、11節につきましては電気料分の増でございます。

3 目学校給食センター管理費37万3,000円の増、18節備品購入費といたしまして学校給食管理ソフトウェア、これらの購入経費を計上してございます。

次のページでございます。

10款 1 項 1 目農林施設災害復旧費総務費8,968万4,000円の増でございます。人権費の補正並びに11節につきましては、事務用の消耗品並びにオナシ堰の設備修繕、15節につきましては、補助対象分の農地等災害復旧工事費を計上してございます。

2 目大衡村排水処理施設維持管理費690万8,000円の増、工事請負費分でございます。排水処理場のフェンス等、災害復旧工事費を計上してございます。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧総務費425万円の増でございます。人権費並びに応急復旧経費を計上しております。

11款 1 項 1 目公債費の元金であります 1 万7,000円の増でございます。償還金利子関係であります。これにつきましては借入れ利率の見直しによります元金の増分でございます。1 件分です。

13款 1 項 1 目予備費180万1,000円の減、調整によるものでございます。

なお、次のページ、32ページ、33ページにつきましては給与費明細を掲載してございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を 5 時15分といたします。

午後 5 時 0 4 分 休 憩

午後５時１５分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長、諸般の事情によりまして、ちょっと議場に入室ができております。後に議場に入ってまいりますので、ご報告申し上げます。

平成27年度大衡村一般会計予算の補正についての質疑をいたします。細川幸郎君。

８番（細川幸郎君） ２点ほどご質問いたします。

歳入の部分で、固定資産が１億円増額になっています。その固定資産税の１億円の見込みはどういうふうな見込みで計上されたものか。

あと、もう１点、歳出の部分で児童福祉費、21ページ、児童福祉費の児童保育費の補正1,825万円増額されております。中身を見てみますと、運営委託料、これが2,011万5,000円計上されています。このわけをお聞かせください。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） 固定資産税の増額につきましては、賦課徴収、失礼いたしました。調定額に対しまして、収納見込みを出しまして、約１億円の増額を見込みましたので、計上させていただきました。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） 児童福祉費の中の児童保育費の中の13の委託料、これが大きい補正予算の額でありまして、この運営委託料でありますけれども、これは27年度からの子ども・子育て支援法という新しい制度になったんですけれども、これにより国・県、国の補助も入っているんですけれども、これにより運営委託料というのが算出されるんですけれども、当初概算で試算したということで、当初は国のほうの指針がまだはっきりしていなかった、当初予算がということで、今回正しく算定して、結果が2,011万5,000円という増額になっています。内容としましては、１号分と２号、３号分とあるんですけれども、１号分について教育認定部門、今まで幼稚園部門、それから２号、３号というのが保育認定分でありまして、計算の仕方がありまして、これは国の定める公定価格というのが教育認定部門とあと保育認定の部門で、その公定価格というのが示されておまして、それから利用者負担、保護者負担を引いた分、その差額の額がそれを当初予算に計上したんですけれども、その差額分が今回2,011万5,000円となったという結果であります。

それから、もう一つのその下の負担金補助及び交付金の中の私立認定子ども園運営費補

助金、これが村単独で認定子ども園のほうに運営補助金として出している額、これは確定でありまして、当初より178万5,000円減額になるというものであります。

議長（細川運一君） 細川幸郎君。

8 番（細川幸郎君） まず固定資産税の1億円なんですけれども、ある程度これ当初で見込まれなかったものか、補正で上げるべきものなのか、その辺もう一回伺います。

それと、児童運営委託料の2,000万円、交付金が入っているということなんですが、その分村の持ち分というものがあるのか、あればその額は幾らぐらいになっているのかをお聞きします。

議長（細川運一君） 住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） 詳細の資料を今持ち合わせてございませんが、当初予算で計上する際には、調定額に対しまして約9割ほどの予算見込みをしております。実際、現年課税分につきましては、収納状況を勘案しながら、補正で対応させていただいた次第でございます。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） これはあくまでも今回の補正分は、国の先ほど言いましたけれども、公定価格というのが基準を求めて、算出しているものでありまして、当然村の持ち分も出てくると思っております。ただ、額が今どのくらいかというのは、ちょっと今資料をもっていないので、答えられませんが、村の持ち出しも出てくると思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13 番（小川ひろみ君） 最初は細川議員と同じものを聞こうと思ったので、違うものを聞こうと思います。

22ページ、4款1項保健衛生費です。2目の母子保健費委託料ですね、こちら多分、万葉すくすくの赤ちゃんサポートのいろいろな部分の新しい事業についてだと思いますが、この詳細、事務委託料について詳細をお知らせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） 先ほどの財政課長の説明もありましたけれども、今まで万葉赤ちゃん誕生サポート事業、これは平成20年から多分やっていると思うんですけれども、その事業を改めまして、通常今までタクシー券配布と言っていたんですけれども、それをもう廃止しまして、新たに万葉のびのび子育て支援事業という名前に変えまして、今までのサービス内容を住民にもっと充実せよということで、紙おむつ、ミルク、タクシーも利用で

きるんですけれども、紙おむつ、ミルクの購入もできるという新しい事業を行うものでありまして、さきの常任委員会で説明したんですけれども、その際委員の皆さんからいろいろご指摘とか、ご意見がありまして、今回要綱をまとめまして、その内容としまして、補助額は妊婦さんに5万円というのは変わりません。ただし、その中身でさっき言ったように、タクシーの運送サービス、さらにはミルク、おむつが買えますよというのを1月1日から実施したいと思っております。

それにかかわる今後のタクシー券を持っている方が、1月以降、今度ののびのび支援券に変えられますよということも条件入れています。それによって、1月以降多分多くの方が、もしかしてサービス券を交換しに来るんじゃないかということを設定しまして、今回補正予算をいたすものであります。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 事務と業務委託料として、161万9,000円ですか、この金額の詳細をお知らせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） 一応先ほども言いましたけれども、あくまでもこの161万円というのは、今後の支出見込みでありまして、この算定としました基準は、先ほども言いましたとおり、今までタクシー券で持っている妊婦さんが71名ほどいまして、その方が残っている分、今までタクシー券として使わなかった分を交換に、全員来た場合の大体このぐらいの予算が必要なんだろうということで、予算を計上しております。

議長（細川運一君） いいですか。小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 今まで持っていた部分、タクシー券を持っていた方がいらっしゃるということで、その事務経費としての計上だということなんですけれども、ちょっとその計上にしては結構金額も、事務委託料の、業務委託料として多分業者さんにお支払いする分でないのかなと思ったんですが、そういう部分は含まれないのでしょうか。

議長（細川運一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） 事務委託料ということでとっていますけれども、業務委託料で先ほど言いましたとおり、今までタクシー券として持っている方が、今度1月1日以降、タクシー券も使えますよ、おむつ券もミルク券も使えますよという券を新しくつくるんですけれども、それを交換に行きますよね。そして、来て、それを早速紙おむつとかミルクを使った場合、それに対する村のほうで支払いが出てくるという額の補正であります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 3 件ほど確認も込めてお伺いします。

まず、除排雪の委託料というのは、プラス分なのか、これから出た分なのかの確認、それから公園維持管理費の2,800万円の詳細、中学校講堂改修事業の2,900万円の詳細、これについては財源も含めて説明願います。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 除排雪の1,200万円につきましては、当初予算で財源の調整上と
いいですか、余り多く置かないものですから、12月にこういった形で、除排雪の経費を乗
せさせていただいているということでございます。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 公園費の15節工事請負費2,800万円につきましては、塩浪地区住
宅団地の造成のり面の緑化工事、面積としまして、1万平方メートルに関する工事費とな
っておりまして、公園の調整基金の繰入を2,480万円を充てるものでございます。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（佐野克彦君） 中学校の講堂改修事業でございますが、当初予算においては、実
施設費のみ置いておりました。それで、一応予定といたしましては次年度、28年度の部
分で工事を完成させるというような予定でございましたけれども、工期的なものも間に合
うという部分もありましたし、あとは起債も使えるということもありまして、実際28年度
の工事を前倒しにしたということでございます。

あと、中身の内訳につきましては、補助分といたしましては、2,882万3,000円、その財
源の内訳といたしましては、国庫補助金が967万1,000円、これは文科省の学校施設環境交
付金、防災機能強化ということで、27年度の東日本大震災復興特会分でございます。あと、
その残りのいわゆる補助対象分の補助残分については、起債で1,910万円、これも特会分
からの全国防災事業債ということで、充当率100%の充当でございます。交付税措置とい
たしましては、後の元利償還の80%が算入されるというものでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） その講堂の改修内容そのものはどんなだったか、お伺いします。

議長（細川運一君） 教育学習課長。

教育学習課長（佐野克彦君） 改修内容でございますけれども、実質つり天井という部分で、直

ばりの天井の下につてあるというような感じでございますので、それを撤去いたしまして、直ばりの天井にするという、または配線関係もでございますので、そちらの電気等々の工事もあるということでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 大体皆さん聞いていただいたので、私1つだけ、じゃあ。住宅管理費の今回修繕料、この中身についてお伺いします。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 住宅管理費の修繕につきましては、退去した後に村のほうで直す部分があるんですけども、当初の想定よりも多く退去されている方がいらっしゃいまして、その分の不足分ということで、今回補正するというものでございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 古くなったものについては、住宅については、大衡村自体で管理者がする分あるんでしょうが、この何軒ぐらいが移動してこの金額になるのかと。どの程度の割合で村の負担になっているのかをお伺いします。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 今後退去する見込みの方が3軒もう既にありまして、それからプラス分で2軒ということで、合わせて5軒分の退去を見てございまして、その分に充てる分として今回の補正となつてございます。村のほうで直す分ということでございますけれども、ちょっとお待ちいただけますか。

入居者が出られるときに、直す分というのがございまして、室内のルームクリーニング等、畳の表がえ、障子、ふすまの張りかえ、ガラスのはめかえ等で、通常生活分で汚れる部分についてといいますか、そういったものが入居者の負担、それ以外の部分については全て村のほうの負担となつてございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 聞きたいところ、先ほど2人の議員さん聞いていただいたので、追加で質問させていただきたいなというふうに思っております。

先ほどの25ページの公園費の2,800万円の内訳は聞けたんですが、今後前にも決算のときに質問したんですけども、例えばローラー滑り台の修繕とか、今後そういうような見通し、いろいろ先ほども万葉クリエートパークほかのまちづくりセンター指定管理料の件で、いろいろ討論もあつたんですが、全体的に維持管理費が上がってきているのではない

かなというふうに考えるんですけれども、ここ中期的に見て、その辺の修繕費ですとか、管理料というのは、見通しとしては今後どういうふうに考えているのか、まず1点お聞きしたいということと、あともう一つが、佐々木金彌先輩議員さんが質問した件なんですけれども、住宅の管理料、先ほど一般質問の中でも出ました住宅のクラック、そういうもののひび割れ等の修繕、いろいろ出てきていると思うんですけれども、その他、その辺古い住宅になってきていけば、修繕もしていかなきゃないということもありまして、その辺も含めて、今後の見通し、もう一度どれだけ計上して考えていかなきゃないのか、その辺お聞きできればと思いますので、よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 公園管理の見通し等につきましてですけれども、まず今年度分といたしましては、さきに予算計上させていただいております分として、ローラー滑り台の等々の管理補修を行う予定としております。また、今年度の工事といたしまして、社会資本整備総合交付金の交付金を充てまして、万葉クリエートパークの維持、修繕、長寿命化の工事を行う予定としております。それが、1,130万円の事業費で行う予定としております。

また、来年度以降につきましても、さきに常任委員会等で説明させていただきました長寿命化計画に基づきまして、臨時的に公園の施設、主に遊具関係とかになりますけれども、を年次的に更新していくというような形で、計画をしております。ただ、事業費につきましては、今後社会資本整備交付金の内示の状況等によりますので、こちらの計画どおりに進む部分については、なかなか現段階で申し上げられないんですが、その長寿命化計画に基づきまして、施設の長寿命化、更新のほうを図っていきたいというふうに計画をしております。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 住宅の修繕についてもですけれども、長寿命化計画、これを立ててございまして、これをもとにその年度割的なものを、老朽化の度合いといいますか、そういったものをまず調査設計して、それをもとに年度で割っていくという形になります。優先しなくてはいけないのは当然、雨漏りということでございますので、まず屋上から漏っている部分というのも現在ございますので、そういったものが漏れる量といいますか、そういったものが多いということもございますので、そういったものを優先的にやらなくちゃいけないなというふうに思っております。

また、壁からのしみるやつですね、今回の質問にございましたけれども、そういったところがやはり外部のクラック、そういったものが原因だということは、重々想定できますので、そういったところもあわせながら、修繕計画を立てていくという形でございまして、28年度の予算に向けまして、その辺の調整を行っているということでございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） まず公園のほうなんですけれども、これからの見通し、例えばクリエートパーク、冬になればなかなか人の集客も難しいのではないかなと考えるのですが、修繕費をいろいろ右肩上がりに上げて、その辺の費用対効果というのはどのように考えているのか。そしてまた、住宅のほうで考えれば先ほどのひび割れ等による中が黒いカビが発生しているという部屋が……。

議長（細川運一君） 発言を続けてください。終わったら反対します。

3 番（早坂豊弘君） 一応部屋どのぐらいあるか、それだけはお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） まあ、補正予算の質疑でございますので、今のご発言は1問目でご回答いただいているのではないかと、議長としては判断いたしますけれども、違う観点、3問目何かございますか。発言した中でですよ。発言した中で補正予算に絡んだ質疑がもう1問ということで。早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） じゃあ、公園の2,800万円上がった経緯が、先ほどもしかしたらば上がっていくんではないかなという話なんですけれども、具体的にこれ以上かかるということは、じゃあないというふうに踏んでいいわけですかね。あと、住宅のほうも同じ質問です。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 今回補正させていただきました2,800万円につきましては、ちょっと先ほどのご説明のとおりですが、塩浪地区住宅団地に伴う造成のり面の緑化工事1万平方メートルに対する緑化ということで、管理経費に対する補正ではないという形で、今年度の管理については県予算のほうで管理をしていくという形になっております。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 今回の補正については、想定が退去に伴う分ということで、予算はとってございますけれども、現況で一般質問にあったような状況を直す分、それも同じ修繕料の中から出すということでございますので、状況によっては、そちらのほうを優先して修繕に充てていくということで、考えてございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1 番（石川 敏君） 消防費の災害対策費について 1 点お尋ねします。

先ほどの説明で、災害対策費助成ということで、地区集会所へのヘルメットとかの配備ということだったようですけれども、もうちょっと内容を詳しくお尋ねします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 今回補助金といたしまして、93万3,000円ほど計上させていただいてございます。内容につきましては、各地区の集会所へヘルメット10個、反射チョッキ10着ですね。こちらを整備したいと思っているものでございます。財源といたしましては、東日本大震災復興基金、この基金を活用するものでございますから、今回この補助金のほうに計上した次第であります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

1 番（石川 敏君） 初めて各地区のほうにそういったもの、物品を配備ということのようですけれども、各地区の集会所、避難場所に指定されていると思うんですけれども、それ以外の物品なり常備品というものの配備というのは、計画は予定ないのでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 今回の計上につきましては、あくまでもさきの災害、9月10日から11日夜間にかけての災害でございましたので、どうしても夜間の活動が出てくるだろうということで、それに限りまして、その分を計上した次第でございます。

なお、それ以外の部分につきましては、今後どういうものがあるか、中身関係について、詰めていきたいとは思っております。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5 番（齋藤一郎君） 常盤台コミュニティー施設整備関係でお伺いしますけれども、この常盤台施設、コミュニティー施設の整備は、財源的には調整交付金で手当されてきたんだと思いますけれども、その財源が入れかえになったということでございますけれども、その辺の経緯をちょっとお知らせ願います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この事業につきましては、救助交付金、こちらを活用しているものでございますけれども、事業費、ほぼ確定いたしましたので、今回交付金充当、当初から200万円ほど減額しているものでございます。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5 番（齋藤一郎君） 当初から200万円減額している。ちょっと理解できないので、もうちょっ

と私にわかるように教えていただけますか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 当初予算では、7,000万円の計上でございました。事業費とあと充当率、それらをいろいろ勘案いたしまして、200万円減額しまして、6,800万円で事業を行うということでございます。

議長（細川運一君） 2問目として発言を許します。

5番（齋藤一郎君） 私は200万円財源入れかえになっていますので、9条交付金の対象外になってしまって、それを一般税源で補填したというふうに理解したんです。そういうことではないということですね。教えてください。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） そういうことではございませんで、ございませんです。あくまでも充当率、こちらのほうをもとに、財源、結果的には財源の入れかえになりますけれどもそういう格好になった次第であります。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 道路維持費の件で、1つお聞きしたいと思います。確認なんですけれども、除排雪委託料、これ1,200万円計上されていますけれども、当初予算では計上されなかったんです。あ、ああ、そうですか、失礼しました。ちなみに、じゃあいいですか。

（「はい」の声あり）ちなみにこれは前年度と同じぐらいのような額なんでしょうか。設定額といいますか、予算額は。

議長（細川運一君） 農林建設課長。

農林建設課長（齋藤 浩君） 補正前も1,200万円ほど当初で置いていたんですが、例年2,000万円くらいかかっていますので、12月にその不足分を手当てしたということでございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第87号 平成27年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第20、議案第87号、平成27年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計
予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明をさせます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案第87号別紙でご説明申し上げます。

議題第87号別紙、平成27年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,059万
9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,384万2,000円とするも
のでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願
います。

歳入からご説明申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税1,056万8,000円の減、こちらにつきましては
現年課税分については、更正による減額、滞納繰越分につきましては、現在の収納状況に
合わせての増額でございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税3節後期高齢者支援金分滞納繰越分、こちらにつ
きましては、3万1,000円の減額でございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費4万2,000円の増、人件費の増額でございます。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金700万円の減額でございます。こちらの減
額は、拠出金の85%減額調整による減額でございます。

次に、8ページをお開き願います。

8款2項1目保険事業費11万3,000円の増、こちらにつきましては業務委託料の増額で
ございます。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金10万円の増、更正等による支出見込み額による
ものでございます。

12款1項1目予備費385万4,000円の減、財源調整によるものでございます。

9ページ以降は給与費明細でございますので、後ほどごらんください。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」声あり）
質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第88号 平成27年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第21、議案第88号、平成27年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正
についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明求めます。都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 議案第88号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ958万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,232万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書でご説明申し上げます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入についてでございます。

2 款 1 項 1 目下水道使用料2,000万円の増です。こちらは主に、進出企業等の使用水量の増加に伴う増額となっております。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金1,041万1,000円の減です。歳入歳出予算の調整によるものとなっております。

次に、7 ページです。

歳出について、1 款 1 項 1 目総務管理費903万9,000円の増。19節負担金補助及び交付金610万円の増です。こちらは、使用水量増に伴う吉田川流域下水道維持管理負担金の増額

となります。

27節につきましては、293万9,000円の増です。平成26年度申告確定に伴う消費税の増額となります。

2目管渠管理費55万円の増です。11節につきましては、5万円の増で電気料の補正となります。14節15万円、16節35万円につきましては、公共ます設置見込みに伴う増額となります。

次ページにつきましては、給与費明細となりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。佐々木金彌君。

12番（佐々木金彌君） 今まで去年というか、上げ方についてちょっとお伺いしたいんですが、今回歳出のほうで消費税申告確定ということですが、これは何に対する申告確定して、消費税がこう一遍に出てきたか、それがよくわからないので、ちょっとお伺いします。

議長（細川運一君） 都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 下水道事業といたしまして、歳入でお預かりしている消費税に對しまして、歳出で支払っている金額について、26年度決算で最終的に27年度に入りましてから、税務署のほうに申告のほうを行います。それに伴いまして、消費税額の確定という形になるんですが、消費税の納税につきましては、複数回に分けて事業費、納税金額に応じて支払いの回数がちょっと異なってくるんですが、それに応じて支払いをするということで、今回その確定に伴う金額に応じて補正をさせていただいたということになっております。

議長（細川運一君） 質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第89号 平成27年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第22、議案第89号、平成27年度大衡村介護保険事業勘定特別会計予算の補正についてを議題といたします。

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（和泉文雄君） それでは、議案第89号別紙で説明したいと思います。

1 ページ、平成27年度大衡村介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正ですけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ864万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,058万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細で説明いたしたいと思います。6ページをお開き願います。

まず、歳入です。

1款1項1目第1号被保険者保険料660万円の補正をするものであります。これは、現年度分の特別徴収と普通徴収に分かれ、現調定見込み額による増額の補正を見込んでおります。

7款1項1目介護給付費繰入金225万8,000円、現年度分225万8,000円、これは標準給付費の見込み額により増額補正するものであります。それから、2目その他一般会計繰入金21万3,000円の減額であります。

続いて、次のページ、歳出に入ります。

1款1項1目一般管理費マイナス20万6,000円、これは人権費及び消耗品等の補正であります。2項徴税費1賦課徴収費2万円の印刷製本の補正であります。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金1,540万円を増額を見込んでおります。これは主な支出見込み額によるものであります。

次のページ、2款1項2目施設介護サービス給付費1,680万円の減額、19節負担金補助及び交付金であります。これは、当初の計画より施設入所者が少ないということで、今回大幅な減額となっております。

3目居宅介護福祉要具購入費10万円、負担金補助及び交付金の10万円の補正としております。

5目居宅介護サービス計画給付費786万円、これはケアプラン作成国保連合会の支払い分、ケアプラン作成、当然居宅分が多くなっているため、ケアプラン作成が多くなってい

ます。その分の補正額786万円としております。

4 項 1 目特定入居者介護サービス等費負担金補助及び交付金270万円の増額であります。これは、特定の居住費分がふえております。特にショートステイが負担金の限度額を超えた分、ショートステイが多いんですけれども、超えた分を補正しております。

3 款 1 項 2 目介護予防 1 次予防事業費 4 万8,000円、これは人件費分、それから13節委託料23万円、これは短期宿泊事業、偕楽園に行っている方の委託料の増額を見ております。

それから、2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費10万7,000円の減額、これは人件費であります。5 目任意事業費25万6,000円、これは委託料ですけれども、配食サービスがふえているということで、事務業務委託料の25万6,000円増額の補正するものであります。

7 款 1 項 1 目予備費、これについては財源調整によるものであります。

10ページ、11ページ、給与費明細についてはごらんいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いいたしますと思います。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第23、議案第90号、平成27年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 議案第90号別紙でご説明申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度大衡村戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところ

ろによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正について定めたものでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,837万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書6ページでご説明申し上げます。

歳入についてでございます。

4款1項1目一般会計繰入金69万円の減です。歳入歳出の調整によるものとなっております。

次に、7ページ、歳出について、1款1項1目合併処理浄化槽管理費69万円の減です。

4節共済費は、人権費の補正となります。13節委託料80万円の減です。こちらは施設管理委託料としまして、委託実績に伴う減額となります。

次のページ、給与費明細書につきましては、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第91号 平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第24、議案第91号、平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民税務課長。

住民税務課長（早坂紀美江君） それでは、議案第91号別紙でご説明申し上げます。

平成27年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,556万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金2目保険基盤安定繰入金、こちらは合わせまして58万8,000円の増額になってございます。1目事務費繰入金につきましては、人件費による8万円の減額、2目の保健基盤安定繰入金につきましては66万8,000円の増額は事務費確定によるものでございます。

続きまして、7ページ、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費10万円の減でございます。こちらは人件費の減額でございます。

2項1目徴収費、こちらは報償費2万円の増額でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金66万8,000円の増額でございます。

8ページ以降は給与費明細書でございますので、以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第92号 平成27年度大衡村水道事業会計予算の補正について

議長（細川運一君） 日程第25、議案第92号、平成27年度大衡村水道事業会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明求めます。都市整備課長。

都市整備課長（後藤広之君） 議案第92号別紙でご説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

平成27年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）です。

第1条は、総則について定めたものです。平成27年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出について、予定額の補正を示したものです。

下の表をごらんいただきたいと思います。

収入について、1款水道事業収益2億4,316万9,000円に対しまして564万1,000円を補正し、2億4,881万円とするものでございます。

支出について、1款水道事業費用2億4,316万9,000円に対しまして、1,036万1,000円を補正し、2億5,353万円とするものでございます。

続きまして、2ページ、第3条資本的収入及び支出についての予定額を示したものでございます。

予算第4条本文括弧書き中、過年度損益勘定留保資金1,004万4,000円を過年度損益勘定留保資金1,500万3,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

下の表をごらんください。

収入について、1款資本的収入1,000円に対しまして、104万1,000円を補正し、104万2,000円とするものでございます。

支出についての補正はございません。

続きまして、5ページの予算説明書で詳細をご説明申し上げます。

平成27年度大衡村水道事業会計補正予算（第1号）予算説明書です。資本的収入及び支出の収入といたしまして、1款1項1目給水収益255万8,000円の増額となります。1節水道収量といたしまして、給水収量の増に伴う増額となります。

3目その他の営業収益12万円の増です。こちらは手数料といたしまして、水道工事の設計審査手数料の申請件数増加に伴う増額となります。

2項1目受取利息及び配当金24万7,000円の増額となります。

3目水道加入金226万8,000円の増額となります。こちらは、水道加入金の見込みの増によるものとなっております。

5目雑収益44万8,000円、その他の雑収益といたしまして、奥田地区で発生しました水道管破損に伴う損害賠償金となっております。

続きまして、6ページの支出について、1款1項1目原水及び浄水費1,106万4,000円で

す。受水費といたしまして、水量の増加に伴う補正となっております。

2 目配水及び給水費22万6,000円の増額です。水量増加に伴う電気料の補正となっております。

4 目総がかり費99万3,000円の減です。12節印刷製本費といたしまして、43万8,000円の増額、こちらは、検針票等の印刷に係る補正となっております。16節賃借料143万1,000円の減です。こちらは入札残に伴う減額となっております。

5 目減価償却費 6 万4,000円の増です。こちらは、平成26年度取得分、揚水機の取得分に係る減価償却費の増額となっております。

次に、7 ページをお開きいただきたいと思います。

資本的収入及び支出について、収入といたしまして 1 款 1 項 1 目開発負担金104万1,000円増額です。開発負担金 2 件分に係る増額となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 6 発議第 5 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 2 8 年度継続するための財政措置を求める意見書について

議長（細川運一君） 日程第26、発議第 5 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（高橋吉輝君） 発議第 5 号

平成27年12月 8 日

大衡村議会議長 細 川 運 一 殿

提出者 大衡村議会議員 佐 藤 貢

賛成者 同 上 石 川 敏

賛成者 同 上 小 川 宗 寿

東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書の提出について

上記の案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出します。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり採択し、それぞれの提出先に送付することにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案を原案のとおり採択し、それぞれの提出先に送付することに決定をいたしました。

日程第27 発議第6号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議長（細川運一君） 日程第27、発議第6号 大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をさせます。事務局。

事務局（高橋吉輝君） 発議第6号

平成27年12月8日

大衡村議会議長 細 川 運 一 殿

提出者 大衡村議会議員 細 川 幸 郎

賛成者 同 上 齋 藤 一 郎

賛成者 同 上 佐々木 春 樹

大衡村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の案を、別紙のとおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

議長（細川運一君） お諮りします。本案に係る提出者の説明は、会議規則第38条第2項の規定により省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、提出者の説明を省略し、これより質疑を行います。

質疑は提出者に対して行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28 委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（細川運一君） 日程第28、委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題といたします。

各委員長から所管事務のうち、調査中の事件について、お手元に配付しました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議長（細川運一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成27年大衡村議会第4回定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後6時13分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員